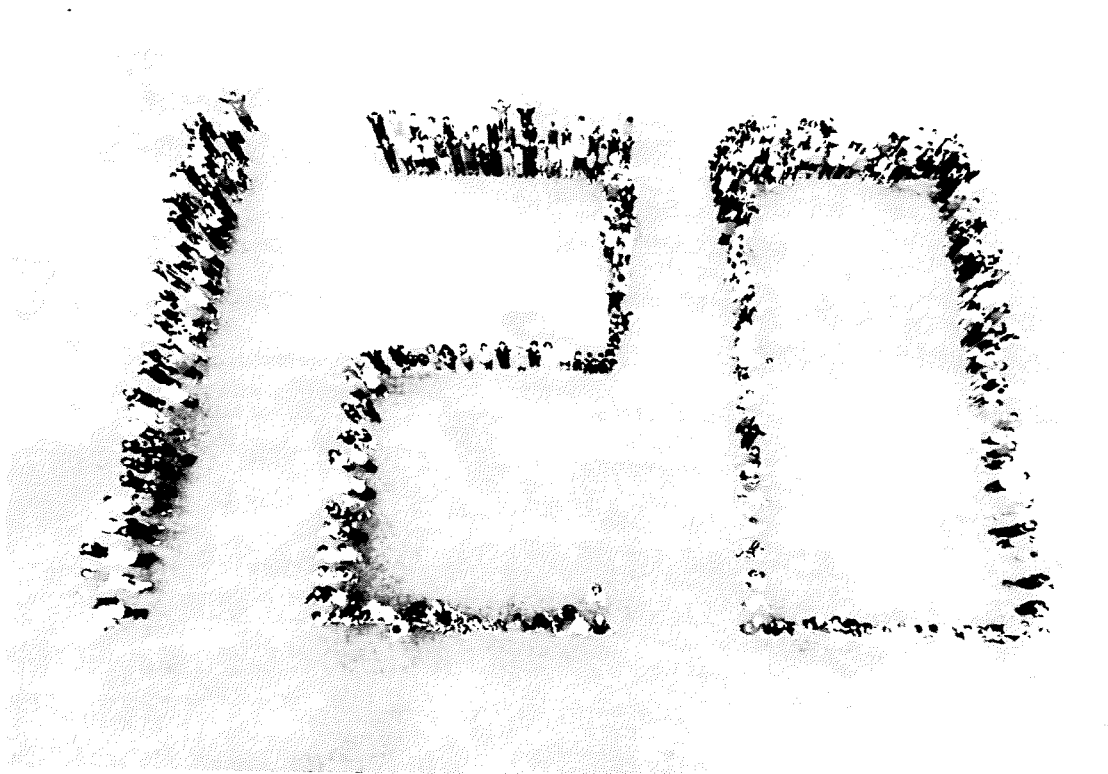


蘭越町教育推進計画



《NHK 夏季巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会から》

令和2年3月

蘭越町教育委員会

蘭越町教育推進計画の策定に当たって

蘭越町教育委員会

教育長 首 藤 一 幸

令和の時代が幕を開け、東京オリンピックの開催が迫り、日本全体が高揚感に包まれ、徐々に盛り上がりを見せてまいりました。その様な状況の一方で急激な人口減少、超高齢社会の到来、急速な技術革新とグローバル化、子供の貧困など、教育を取り巻く環境が激変しており、本町においても、身近な社会的変化を意識しながら将来を担う子どもたちに教育が果たす役割は益々重要になってまいりました。

教育委員会では、子どもたちの健やかな成長と町民の皆様の心豊かな生活の実現に向け、平成23年3月から10年間にわたる教育推進計画を策定し、その5年後平成28年3月に、地域の実情や教育課題等に臨機に対応するため改訂を行いました。その間、町の教育目標と教育推進計画に基づき、毎年度の教育行政執行方針を定め、たくましい心身と確かな学力を育む学校教育の充実と、文化・スポーツ・図書館活動など生涯学習を推進し、現在に至っております。

策定から9年、改訂から4年を経て、私たちの生活はめまぐるしく変化し、スマートフォンやSNSに端を発した児童生徒が巻き込まれる事件の多発、外国人で賑わう二セコ地区の国際化、学校における働き方改革など新たな課題が発生しております。その一方で、いじめや不登校など10年以上前からの課題についても、依然、解決の道は険しいと言わざるを得ない状況にあり、学校や家庭、地域社会のそれぞれに課題を抱えております。

様々な要因が絡み合う現代社会において、課題への対処も単純なものから年々複雑さを増しておりますが、教育がめざす「意図的な働きかけにより、望ましい方向に変化させること」を基本スタンスとし、課題解決の足掛かりとして、本計画の着実な推進が肝要と考えております。第6次総合計画とスタートを同じくする本計画は、総合計画の教育分野における具体個別計画であり、毎年度、その進捗状況の点検評価を行ってまいります。

今回の新たな「蘭越町教育推進計画」では、「自立と共生の精神をもって、自分と郷土に誇りを持ち、たくましく生きる蘭越人の育成」を基本理念に掲げ、「自らの夢に挑戦し、実現する人」、「社会に貢献し、支え合う人」を育むことを基本目標に学校教育や社会教育、文化、スポーツなどの教育全般にわたり基本的な取組方針や目標とする指標などを示しました。目標実現に向け、学校や家庭、地域社会と手を携え、計画の推進に傾注してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

終わりに、本教育計画の策定に当たり、ご協力を賜りました蘭越町教育推進計画策定委員会の皆さんをはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

目 次

蘭越町町民憲章	1
第6次蘭越町総合計画(抜粋)	3
蘭越町教育目標	9
蘭越町教育目標とそのねらい	11
蘭越町教育推進計画	13
1 蘭越町教育推進計画の策定に当たって	14
(1) これまでの経過	14
(2) 計画策定の趣旨	14
(3) 計画の性格	15
(4) 計画の構成	15
(5) 計画の点検と評価	15
2 蘭越町教育推進計画の基本目標と基本方向について	17
(1) 基本目標の考え方	17
(2) 基本目標と基本方向	18
(3) 施策の体系図	23
(4) SDGs との関係	24
3 施策項目	25
基本目標 1 自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し実現していく人を育む	26
基本方向1 社会で生きる力の育成	
1 確かな学力の育成	28
2 特別支援教育の充実	30
3 国際理解教育の充実	31
4 情報教育の充実	32
基本方向2 豊かな人間性の育成	
5 道徳教育の充実	33
6 ふるさと教育の充実	35
7 読書活動の推進	37
8 生徒指導・教育相談の充実	38

基本方向3 健やかな体の育成	
9 体力・運動能力の向上	39
10 食育の推進	41
基本方向4 学びをつなぐ学校づくりの実現	
11 学校段階間の連携・協働の推進	42
12 学校運営の改善	43
13 学校安全教育の充実	44
基本方向5 学びを支える地域との連携・協働の推進	
14 学校と地域の連携・協働の推進	45
15 地域に根ざした高校づくりに向けた支援	46
基本目標2 故郷らんこしに誇りと愛着を持ち、社会に貢献し、支え合う人を育む	47
基本方向6 家庭の教育力の向上への支援の充実	
16 家庭の教育力の向上	49
17 子育て支援の充実	50
基本方向7 学んだ成果を生かす生涯学習の推進	
18 多種多様な学習機会の充実	51
19 生涯学習推進体制の充実	52
基本方向8 潤いのある地域づくりをめざす社会教育の推進	
20 生涯各期の社会教育活動の推進	53
21 芸術文化活動の推進	54
22 文化財の保存と活用	55
基本方向9 町民と共に創る使い良い図書館活動の推進	
23 みんなが集う花一会図書館	56
24 外に飛び出す図書館活動	57
基本方向10 いきいきとした生活をめざすスポーツ活動の推進	
25 生涯にわたるスポーツ活動の推進	58
26 児童生徒のスポーツ活動の充実	59
27 スポーツ環境の充実	60
資料編	
I 用語解説	62
II 蘭越町教育推進計画策定経過	67

蘭越町町民憲章

蘭越町町民憲章

昭和60年12月制定

わたくしたちは恵まれた自然ときびしい風雪に耐えて拓かれた大地に生きる蘭越の町民です。

その誇りをうけつぎ、手をたずさえ限りない未来に向かって豊かなまちづくりに励みます。

1. 美しい自然を愛し、心豊かなまちをつくりましょう。
2. あたたかく楽しい家庭を築き、きまりを守り思いやりのある明るいまちをつくりましょう。
3. 郷土を愛し、心身を鍛え、教養を高め香り高い文化のまちをつくりましょう。
4. 働くことの喜びをもち、豊かな資源を生かし、活力あるまちをつくりましょう。
5. 若い力を育て、未来に夢と希望のあるまちをつくりましょう。

第6次
蘭越町総合計画
(抜粋)

第6次蘭越町総合計画（抜粋）

「まちの将来像―

奥二セコの緑と穏和と自立のまち」

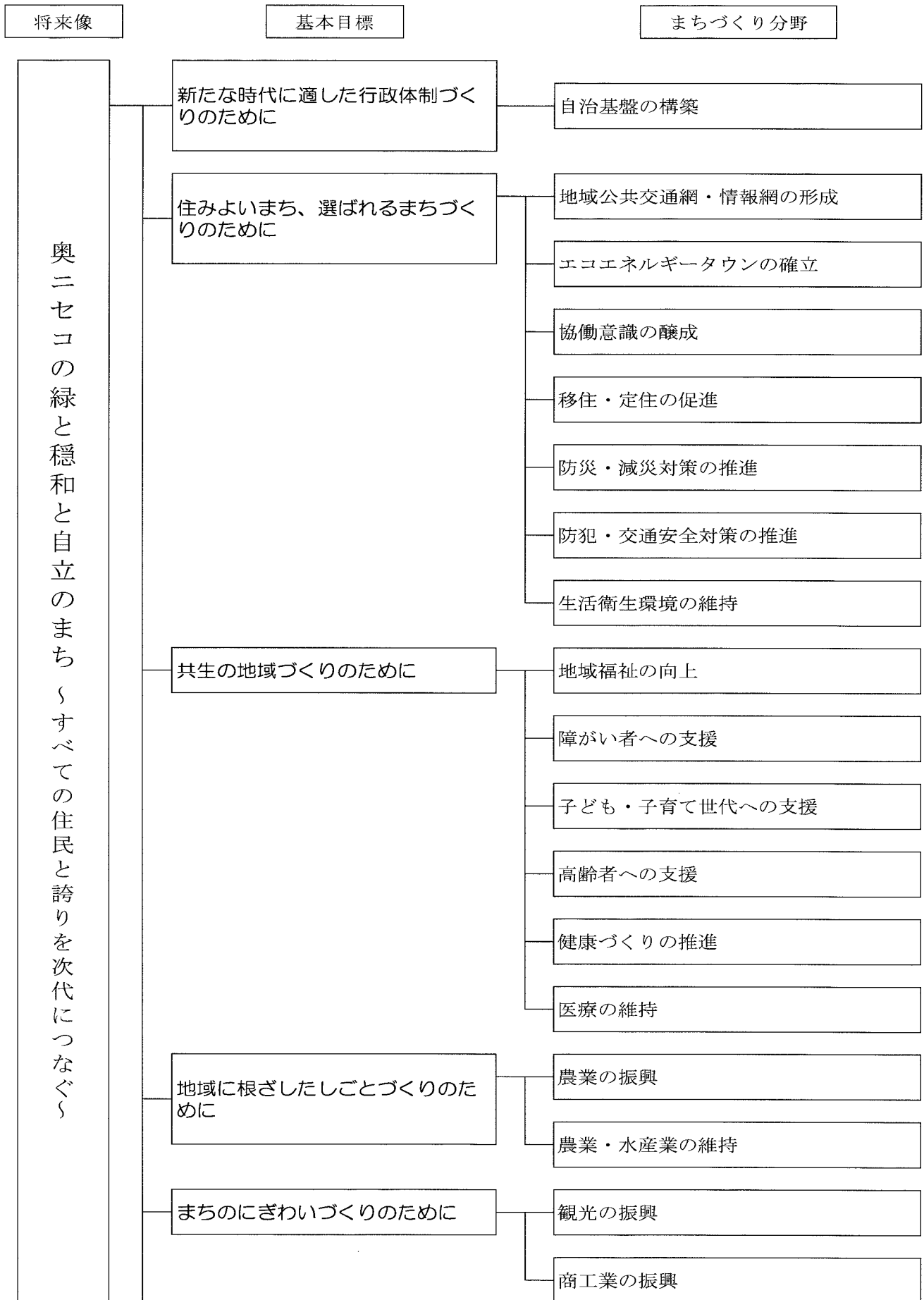
～すべての住民と誇りを次代につなぐ～

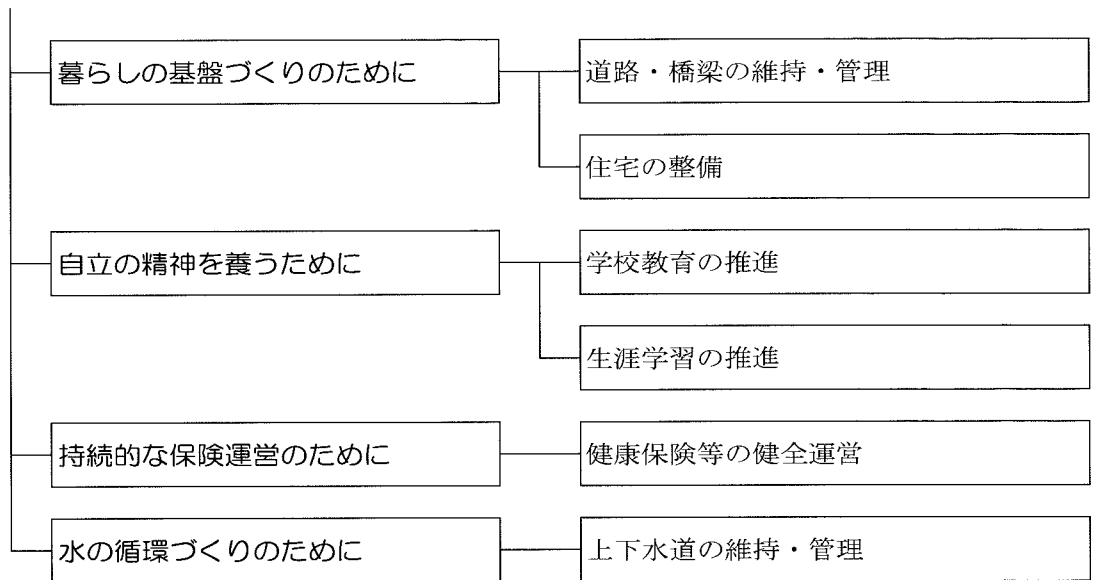
【基本構想】

まちづくりの基本目標（施策体系）

- 1 新たな時代に適した行政体制づくりのために
- 2 住みよいまち、選ばれるまちづくりのために
- 3 共生の地域づくりのために
- 4 地域に根ざしたしごとづくりのために
- 5 まちのにぎわいづくりのために
- 6 暮らしの基盤づくりのために
- 7 自立の精神を養うために
- 8 持続的な保険運営のために
- 9 水の循環づくりのために

施策の体系





【実行計画】 -教育分野関係抜粋-

7 基本目標

自立の精神を養うために

学校教育の推進

学力向上に向けて、現在の取組を継続するとともに、今後の地域環境・社会環境の変化に対応できるよう、多様な体験活動や特色ある教育を推進します。

蘭越高等学校への対応については、地域との対話を継続しながら、検討していきます。

1 学校教育の充実

子どもたちが未来を切り開くための資質・能力を育むため、主体的・対話的で深い学びができるよう、授業を工夫・改善します。

2 社会の多様性に対応する教育

子どもたちが豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めることができるよう、子どもたちの多様な体験活動の充実を図ります。また、本町の新たな人の流れに対応できる人材を育成するため、英語教育を推進します。

3 蘭越高校への対応

蘭越高校の存続に向け、通学支援や近隣市町村へのPRを継続します。

生涯学習の推進

人口減少により生涯学習活動に取り組む方は減少が予想されますが、高齢化社会における生涯学習の意義は大きく、活動環境の維持に努めます。

また、(仮称) 曲子光男記念館の整備については、地域の理解を得ながら、保存環境を整え、活用方法を検討します。

1 住民の学習機会の充実

住民の多様化する学習ニーズに対応し、時代を捉えた学習機会を提供します。イベントや情報発信により、住民の生涯学習に関する関心や参加意識の向上に努めます。

2 読書活動の推進

知識の取得・醸成や豊かな人間性の形成のためには、読書が重要です。花一会図書館の活動を通じて、住民の読書機会の増進を図ります。

3 生涯にわたるスポーツ活動の推進

住民の健康・体力づくりにつながる生涯スポーツの普及に努めます。また、住民が身近な場所で、安心してスポーツに励み、楽しめる施設などを提供します。

蘭越町教育目標

平成13年1月1日制定

～誇りある蘭越町民となるために、

手をたずさえ限らない未来に向かって～

めざす人間像

心豊かに学び、新しい時代の故郷をつくる人になろう

- 学びつづけ 高めあう心をもとう
- 自然に親しみ ゆとりある心をもとう
- 強い意志と 思いやりの心をもとう
- 心身ともに健康で たくましく生きる心をもとう

蘭越町教育目標（ねらい）

学びつづけ 高めあう心をもとう

=ねらい=

生活の向上や自己の充実をめざして、わたしたちは「知りたい」「できるようになりたい」と願っています。学びつづけることで、自己の個性や能力をさらに伸ばすことができます。

また、学んだことを社会に生かすことができたとき、それは、かけがえのない大きな喜びになります。

わたしたち一人ひとりが、心豊かでいきいきとした人生をおくるため、いつでも、どこでも、どんなことでも、意欲をもって進んで学び、生涯にわたって学びつづけ、お互いに高めあっていきましょう。

自然に親しみ ゆとりある心をもとう

=ねらい=

わたしたちの町「蘭越」は、豊かで美しい自然に囲まれています。

わたしたちは自然からたくさんの恵みを受けていますが、きびしい風雪に耐えながら今日の立派な蘭越の大地を拓いてこられた、先人の苦労を忘れることはできません。

このすばらしい大自然からいろいろなことを学びながら、余暇を利用してのびのびと遊び、みんなが協力・協調しあって、スポーツを愛好したり、芸術や文化的活動に進んで参加し、香り高くゆとりのある楽しいまちづくりに努めましょう。

強い意志と 思いやりの心をもとう

=ねらい=

人が人として心豊かに生きていくためには、お互いを信頼しあい、思いやりの心をもって社会の一員としての役割を、きちんと果たしていくことが大切です。そのために、自分なりの考えや思いをしっかりと持って、身のまわりの変化に主体的に対応できる態度や、まわりの人に対する思いやりの心を持ちましょう。

また、家庭と地域社会、学校とが連携して、子どもをはじめ町民みんながよりよく育ち高まるような取り組みを進めていきましょう。

心身ともに健康で たくましく生きる心をもとう

=ねらい=

人が生涯にわたって豊かな人生をおくっていくためには、心もからだも健康であることが大切です。そのためには、健康に関する基礎的な知識や規則正しい生活習慣を身につけるなど、健康な生活をおくるためのめあてをもって、明るく元気にすごすよう心がけましょう。

また、健康なからだで一生けんめい働き、働くことの尊さや楽しさをよく理解するとともに、ゆとりや自由時間を活用して学習活動やボランティア活動に取り組み、自分をみがきながら、いきいきとたくましく生きる力を育て、自主・自律の活力のあるまちをつくりましょう。

蘭越町教育推進計画

蘭越町教育推進計画

1 蘭越町教育推進計画の策定に当たって

(1) これまでの経過

教育委員会では、子どもたちの健やかな成長を願い、町民の皆さんの豊かな生活づくりをめざし、これまで3次の教育計画を策定しています。

- ・第1次計画 昭和63年度から平成12年度
昭和63年に策定された教育目標とその具現化を図るため教育経営計画を策定
- ・第2次計画 平成13年度から平成22年度
平成13年に策定された蘭越町教育目標をめざす姿として策定

第3次目となる「蘭越町教育推進計画」は、平成22年に第5次蘭越町総合計画が策定され、第2次の計画が終了を迎えたことに伴い、平成23年に全面改定をしました。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とされ、急激な社会情勢の変化や教育改革の進展を想定し、5年間が経過した段階で検証し必要な見直しを行うとされたことから、平成27年度に改定し、平成28年度から現計画を推進しています。

計画の具現化は、毎年度の教育行政執行方針が教育目標や教育推進計画に基づき定められ、学校教育の充実や生涯学習の推進に反映しています。

また、現行計画を見直した際に、第5次蘭越町総合計画の計画期間（平成22年度から平成31年度（令和元年度））に教育推進計画の期間を合わせ、整合性を図ることとし、現行教育推進計画の期間を、平成31年度（令和元年度）までの4年間に短縮しました。

このことから本年度で終える現行計画に代わる新たな計画の策定を行うものです。

(2) 計画策定の趣旨

教育委員会では、社会の変化や教育課題を把握しながら、中長期の教育施策を推進するため、これまで3次にわたり教育計画を策定し、「心豊かに学び、新しい時代の故郷をつくる人を育む」ことをめざして、教育施策の総合的な推進に努めてきました。

国においては、改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け、第3期教育振興基本計画を策定しました。

一方、北海道教育委員会では、第4次北海道教育長期総合計画で示した「自立」と「共生」の理念を継承しつつ、教育課題の解決と地域創生の実現に向け、平成30年3月に北海道教育推進計画を策定しました。

国・道の動きに加え、令和2年度からの第6次蘭越町総合計画に基づき、現在の教育推進計画を見直し、人口減少や少子化、高度情報化、グローバル化の進展など社会状況の変化に対応した新たな教育推進計画を策定するものです。

(3) 計画の性格

- ① 本計画は、第6次蘭越町総合計画の教育分野における具体的な施策の推進をめざす計画とします。
- ② 蘭越町生涯学習推進計画など個別の事業計画の上位計画に位置づけます。
- ③ 本計画は、北海道教育推進計画を参酌しながら、第3期教育振興基本計画に規定される教育政策の目標の達成をめざします。
- ④ 本計画では、教育活動全体をSDGs※(脚次頁)に示される17の目標の視点で整理するとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を実現するための施策などをSDGsの視点を踏まえた学校教育や生涯学習を推進していくこととしています。

(4) 計画の構成

第6次蘭越町総合計画においては、向こう10年間の町のめざす姿を実現するため、各施策に基本事務事業が設定されています。

本計画では、第6次蘭越町総合計画や北海道教育推進計画との整合性を図り、取り巻く現状と課題や理念を整理します。

施策項目については、基本目標や基本方向に沿い、個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理し、可能な限り、目標とする指標についても設定するものとします。

(5) 計画の点検と評価

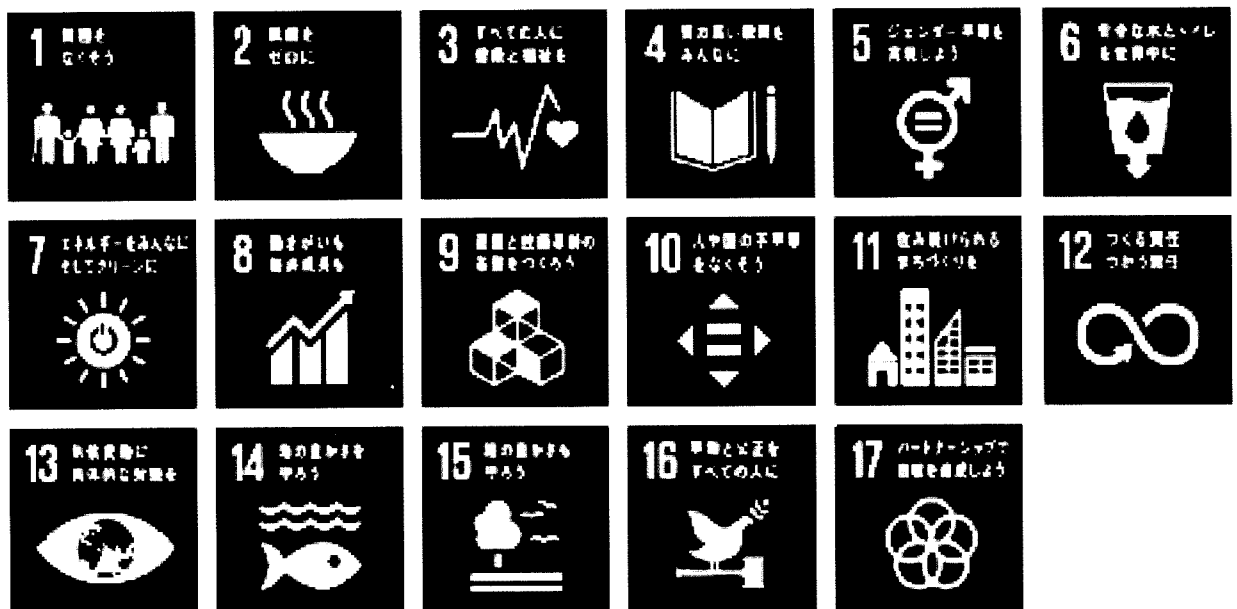
計画期間は、令和2年度から10年間とします。なお、社会状況の変化や教育改革の進展、地域の実情や教育課題等に臨機に対応するため、5年間を経た段階で検証し、必要な改定を行います。

本計画の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて毎年度行っている「教育委員会の活動状況に関する点検・評価」を主要な評価項目とし、事務事業の検証と翌年度への展開に着実に反映できるように努めます。

※SDGs

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標です。このサミットでは、2015年から2030年までの長期的な開発指針として、「持続可能な開発目標のための2030行動計画」が採択されました。この中核を成す「持続可能な開発目標」をSDGsと呼んでいます。その特徴は、誰一人取り残さないことをめざし、先進国と途上国が一丸となって達成する「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、貧困や飢餓、働きがい、経済成長、気候変動に至るまで21世紀の世界が抱える課題が包括的にあげられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 蘭越町教育推進計画の基本目標と基本方向について（蘭越町教育大綱）

（1）基本目標の考え方

本町に総合計画に掲げる将来の町の姿「奥ニセコの緑と穏和と自立のまち～すべての住民と誇りを次代へつなぐ～」の実現をめざし、教育委員会では町の教育の現状と課題を踏まえ、子どもたちや町民が願う教育の実現に取り組んでいくため、教育推進に向けた基本目標の考え方は次のとおりです。

日進月歩で進む科学技術、国際化の進展などにより、社会経済情勢は激変し、私たちの価値観やライフスタイルも多様化しています。

また、人口減少や少子高齢化により、地域活力の低下が深刻な課題となっており、将来にわたり持続的に発展するまちづくりの模索が続いています。

このような状況の中で、令和2年度から11年度までを計画期間とする「第6次蘭越町総合計画」では、「人口減少対策」「交通利便の向上」「産業基盤の強化」「時代への即応」「行財政の安定」「多文化共生」を方向性として各種施策を展開していくことにしています。

教育委員会では、総合計画並びに本町教育目標の実現を念頭に、確かな学力と豊かな心を身につけ、自分自身に揺るぎのない自信を持ち、豊かな自然・文化に恵まれた郷土を愛し、自立しながらも地域社会の中で絆を大切に、共に力強く生き抜いていく力を持った人を育成するため、本町の教育推進の基本的な考え方として次の理念を掲げます。

自立と共生の精神をもって、自分と郷土に誇りを持ち、たくましく生きる

蘭越人の育成

この基本理念実現の観点から次の3点を重視するものとします。

① 全ての子どもの「生きる力」を育む

子どもたち一人一人の個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成しながら、社会の変化に対応できるたくましく生き抜く力を育みます。

② 生涯学習活動への主体的な実践力を育む

町民一人一人が、学ぶ楽しさや喜びを感じ、自己実現をめざすとともに、地域の絆を大切にしながら、住みよい地域社会づくりに貢献できるよう、主体的に学習やスポーツ活動への取組みを進めます。

③ 歴史、文化、芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育む

町の文化等を身近に感じてもらうため、町の豊かな自然や歴史、文化、芸術について、町民の興味を喚起し、関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育みます。

3つの重点を、学校教育分野と生涯学習分野に分け、2つの基本目標を定め、その基本目標の実現のため、10の基本方向を柱とします。

(2) 基本目標と基本方向

基本目標1 自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、

実現していく人を育む ～学校教育分野

教育基本法において、「教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と目的が定められています。

本計画では、この目的を達成するため、基本理念を「自立と共生の精神をもって、自分と郷土に誇りを持ち、たくましく生きる蘭越人の育成」として掲げました。

人格は、人として成長していく過程で形づくられていきます。幼少期における経験や体験が人間としての人格形成に大きく影響を与えるものであり、人や自然と豊かに関わり、自分が誰かの役に立っていると感知することが、「自立」の第一歩となります。そして、各発達段階での様々な社会体験活動を通じて、豊かな創造性を備えた自立した人間として主体的に生き、自分の夢や目標の実現に向かって行動することが大切です。

さらに、他者を自分と同じ「自立した存在」として尊重し、ともに支え合いながら生きていく「共生」の思いを併せ持つことが不可欠です。

基本目標の「自立の精神」は、広く場所や年代を超えた他者との「共生」と一体となった自立を「自立の精神」としました。

また、予測が困難な変化の激しい未来社会を生き抜くには、変化に対応するのみ

ならず、自分が自立することはもちろんのこと、変化を前向きに受け止めて主体的に社会と関わり、立ち足る課題等に果敢に挑み、その解決を目指して、多様な人々と協働しながら新たな価値を創り出す「共創」が必要です。

上記目標達成のため、「社会で生きる力の育成」「豊かな人間性の育成」「健やかな体の育成」「学びをつなぐ学校づくりの実現」「学び支える家庭・地域との連携・協働の推進」の5つの基本方向をめざします。

基本方向1 社会で生きる力の育成

技術革新やグローバル化など、急激に変化する社会を生き抜くためには、新しい社会や経済に対応する力の育成だけではなく、変化の背景や本質を見抜き、主体的に社会に参画していく力を育成していくことが必要です。

そのため、本計画においては、「社会で生きる力の育成」を基本方針1と位置付け、その実現に向けて、主体的・対話的で深い学びを実践し、子どもたちに未来を拓くために必要な資質・能力を身に付けさせるとともに、グローバル化、科学技術の進展、高度情報化など社会の変化に対応する教育を推進します。

基本方向2 豊かな人間性の育成

これからの時代においては、一人一人が感性を豊かにして、人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう、豊かな心や人間性を育てていくことが重要です。また、よりよい社会の実現に向けて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働するために必要な資質・能力の育成が求められています。

そのため、本計画においては、「豊かな人間性の育成」を基本方向2と位置付け、その実現に向けて、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさとへの誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

また、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

さらに、いじめや不登校などの未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

基本方向3 健やかな体の育成

体力は、あらゆる活動の源として、健康の維持のほか、意欲や気力の充実にも大きくかかわり、心身ともに健やかに生きるためには、子どもの頃から、体力の向上、健康の確保を図ることが重要です。

そのため、本計画においては、「健やかな体の育成」を基本方向3と位置付け、その実現に向けて、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育の充実に取り組みます。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

基本方向4 学びをつなぐ学校づくりの実現

社会・経済の変化に伴い、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化しており、教職員の多忙化が依然として解消されない状況にあるほか、学校・教員だけでは十分に解決できない課題が増加しています。また、学習指導要領※では、「社会に開かれた教育課程」をめざすべき理念として位置付け、教職員間、学校段階間、学校と社会との間の相互連携を促すなど、教育の質の向上に向けた連携・協働の重要性が高まっています。

そのため、本計画においては、「学びをつなぐ学校づくりの実現」を基本方向4と位置付け、こうした学校体制の整備に向けて、変化の激しい社会において、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、学校段階間の連携や学校運営の改善を進めます。

また、子どもたちの安心・安全を確保するため、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保や、学校施設の安全確保とともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を充実します。

基本方向5 学びを支える地域との連携・協働の推進

子どもが健やかに成長するためには、学校だけでなく、地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが必要です。特に、変化の激しい社会を生き抜く力は、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるもので、地域との連携・協働が不可欠です。

そのため、本計画においては、「学びを支える地域との連携・協働の推進」を基

本方向5と位置付け、地域の教育力の向上に取り組みます。

また、北海道教育委員会が策定した新たな指針「これからの高校づくりに関する指針」においては再編整備基準人数が緩和され、蘭越高校は、地域連携特例校として再編を猶予されましたが、2年連続して10名未満となった場合は、募集停止とされました。

蘭越高校を維持し、高校とともにまちづくりを進めることとし、地域に根ざした高校づくりの実現に向け、支援を行っていきます。

基本目標2 故郷らんこしに誇りと愛着を持ち、社会に貢献し、

支え合う人を育む ～生涯学習分野

社会状況の変化に対応し、充実した人生をおくるためには、学習ニーズの多様化にこれまで以上に的確に応えることが求められています。社会の変化に対応できる人材育成のための学習機会の提供に努めるとともに、町民一人一人が、学んだことを地域や日々の生活の中で生かしていく仕組みづくりが求められています。

生涯学習の主役は、町民一人一人です。本町の四季折々に美しい自然などの風土で育まれてきた先人の知恵や工夫、歴史や伝統、文化、スポーツなどの学習資源を生かしながら、自ら進んで学び、人生のあらゆる時期に「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学習できる環境が大切です。故郷で培った経験が社会のために生かされ地域づくりに結びつく、このような生涯学習社会の実現をめざします。

基本方向6 家庭教育力向上への支援

家庭は、生涯を通じての学習の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやりなどを学ぶ最も基礎的で重要な役割を担っており、家庭教育の充実が欠かすことができません。放任やネグレクト※の増加など家庭教育力の低下が懸念されており、家庭教育向上への支援はこれまで以上に重要になってきます。家庭教育に関する学習機会や情報を充実させ、子どもたちが安心して活動できる居場所づくり、次代を担う子どもたちに必要な力の育成など、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりに努めます。

基本方向7 学んだ成果を生かす生涯学習の推進

生涯のいつでも、どこでも、自由に選択して学ぶことができる学習機会の充実をめざす「生涯学習のまち」宣言の趣旨に基づいて、地域・関係機関との連携により学びの楽しさを多くの町民に伝え、時代に即した学びの機会を提供するとともに、地域の人材を生かし学びを次の人・必要な人へとつなぐ循環型の学びの仕組みづくりに努めます。

基本方向8 潤いのある地域づくりをめざす社会教育の推進

ライフスタイルの変化に伴い、個人の生き方や価値観が多様化し精神的な豊かさが求められており、一生涯、生きがいのある人生を送るため、地域、関係団体が一体となった社会教育活動の推進に努めます。

また、町民の自主的な芸術文化を支援していくとともに、幼少の頃から様々な文化活動に触れる機会の充実を図り、活動を支えていける人材の発掘・育成に努めます。さらには、地域の自然、文化、歴史を受け継ぎ、後世に引き継ぐことができるよう、郷土を知り、郷土のすばらしさを感じられるふるさと学習の機会の充実を図ります。

基本方向9 町民と共に創る使い良い図書館活動の推進

町の未来を担う子どもたちに読書活動を通して豊かな感性、表現力、創造力や言語活動、情報活用能力を育み、目まぐるしい科学技術の進展や社会状況の変化の中を生きる町民が、新しい知識や情報を自由に得て学び、生かすことができるよう生涯学習の拠点施設としての図書館活動の充実に努めます。また、家庭、学校、地域と連携協力を密にし、あらゆる機会と場所での読書環境づくりを進めるとともに、自主的な読書活動の推進に努めます。

基本方向10 生き生きとした生活をめざすスポーツ活動の推進

心身ともに健康で、毎日の充実した生活や生きがいのある生活ができるよう、どの年代においても、健康づくりとスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていくため、一人一人のライフスタイルや年齢、体力、興味等に応じて、身近な地域で気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会の充実に努めます。

(3) 施策の体系図

基本理念 自立と共生の精神もって、自分と郷土に誇りを持ち、たくましく生きる蘭越人の育成
 総合計画 第7章 自立の精神を養うために



(4) SDGsとの関係

SDGsの視点を踏まえ、学校教育と生涯学習を推進するため、教育活動全体をSDGsに示される17の目標の視点で整理しています。

<p>基本理念</p>	<p>基本理念：自立と共生の精神もって、自分と郷土に誇りを持ち、たくましく生きる蘭越人の育成</p>	 <p>目標4「質の高い教育をみんなに」</p>	
<p>施策項目</p>	<p>関連する主な目標 (ゴール)</p>	<p>施策項目</p>	<p>関連する主な目標 (ゴール)</p>
<p>1確かな学力の育成</p>		<p>15地域に根ざした高校づくりに 向けた支援</p>	
<p>2特別支援教育の充実</p>		<p>16家庭の教育力の向上</p>	
<p>3国際理解教育の充実</p>		<p>17子育て支援の充実</p>	
<p>4情報教育の充実</p>		<p>18多種多様な学習機会の充実</p>	
<p>5道徳教育の充実</p>		<p>19生涯学習体制の充実</p>	
<p>6ふるさと教育の充実</p>		<p>20生涯各期に社会教育活動の 推進</p>	
<p>7読書活動の推進</p>		<p>21芸術文化活動の推進</p>	
<p>8生徒指導・教育相談の充実</p>		<p>22文化財の保存と活用</p>	
<p>9体力・運動能力の向上</p>		<p>23みんなが集う花一会図書館</p>	
<p>10食育の推進</p>		<p>24外に飛び出す図書館活動</p>	
<p>11学校段階間の連携・協働の 推進</p>		<p>25生涯にわたるスポーツ活動 の推進</p>	
<p>12学校運営の改善</p>		<p>26児童生徒のスポーツ活動の 充実</p>	
<p>13学校安全教育の充実</p>		<p>27スポーツ環境の充実</p>	
<p>14学校と地域の連携・協働の推 進</p>			

3 施策項目について

施策項目は、基本方向の視点に沿って、個別、具体的な施策・事業等を体系的に整理したもので、令和2年から6年度までの5か年間で計画期間としています。

施策項目の構成

施策項目は、おおむね1つの項目について1ページで記述しており、次の内容で構成しています。

現状

経済社会の状況変化や教育改革の動向、「蘭越教育のめざす姿（現教育推進計画）」に基づき実施された各種施策に関する施策推進上の課題、道や国が実施した教育に関する各種調査の結果を踏まえ、当該施策項目に関する教育の現状や課題、施策項目の設定の背景などについて記述しています。

施策の対応方向

各基本方向に記述した「視点」及び上記「現状」において記述した課題などを踏まえ、当該施策項目を推進するに当たっての基本的な考え方を示し、当該施策項目における「施策の柱」と具体的な取組内容を記述しています。

主な事業の概要

施策の対応方向に沿って展開される個別・具体的な事務・事業のうち、令和2年度から6年度の5か年間において取組む主な事務・事業について、その実施主体と併せて記述しています。

目標指標

道や国が実施する各種調査などを活用し、各施策項目に掲げる教育施策の効果を適切に把握・検証するとともに、その達成度を分かりやすく示すために、目標指標と令和2年度における目標値を示しています。なお、目標値に関しては、施策を推進する上でのあるべき姿、過去の実績に基づくものを町の他の計画等において位置付けられているものなどを考慮して設定しています。

なお、巻末で解説している用語についてはその後ろに※を添付しているので参照されたい。

基本目標 1

自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む

基本方向 1 社会で生きる力の育成

技術革新やグローバル化など、急激に変化する社会を生き抜くためには、新しい社会や経済に対応する力の育成だけではなく、変化の背景や本質を見抜き、主体的に社会に参画していく力を育成していく必要があります。

そのため、本計画においては、「社会で生きる力の育成」を基本方向 1 と位置付け、その実現に向けて、主体的・対話的で深い学びを実践し、子どもたちに未来を拓くために必要な資質・能力を身に付けさせるとともに、グローバル化、科学技術の進展、高度情報化など社会の変化に対応する教育を推進します。

施策項目 1 確かな学力の育成

施策項目 2 特別支援教育の充実

施策項目 3 国際理解教育の充実

施策項目 4 情報教育の充実

基本方向 2 豊かな人間性の育成

これからの時代においては、一人ひとりが感性を豊かにして、人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう、豊かな心や人間性を育てることが重要です。また、よりよい社会の実現に向けて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働するために必要な資質・能力の育成が求められています。

そのため、本計画においては、「豊かな人間性の育成」を基本方向 2 と位置付け、その実現に向けて、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさとへの誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

また、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

さらに、いじめや不登校などの未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

施策項目 5 道徳教育の充実

施策項目 6 ふるさと教育の充実

施策項目 7 読書活動の推進

施策項目 8 生徒指導・教育相談の充実

基本方向 3 健やかな体の育成

体力は、あらゆる活動の源として、健康の維持のほか、意欲や気力の充実にも大きくかわり、心身ともに健やかに生きるためには、子どもの頃から、体力の向上、健康の確保を図ることが重要です。

そのため、本計画においては、「健やかな体の育成」を基本方向 3 と位置付け、その実現に向けて、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育の充実に取り組みます。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

施策項目 9 体力・運動能力の向上

施策項目 10 食育の推進

基本方向 4 学びをつなぐ学校づくりの実現

社会・経済の変化に伴い、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化しており、教職員の多忙化が依然として解消されない状況にあるほか、学校・教員だけでは十分に解決できない課題が増加しています。また、学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」をめざすべき理念として位置付け、教職員間、学校段階間、学校と社会との間の相互連携を促すなど、教育の質の向上に向けた連携・協働の重要性が高まっています。

そのため、本計画においては、「学びをつなぐ学校づくりの実現」を基本方向 4 と位置付け、こうした学校体制の整備に向けて、変化の激しい社会において、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、学校段階間の連携や学校運営の改善を進めます。

また、子どもたちの安心・安全を確保するため、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保や、学校施設の安全確保とともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を充実します。

施策項目 11 学校段階間の連携・協働の推進

施策項目 12 学校運営の改善

施策項目 13 学校安全教育の充実

基本方向 5 学びを支える地域との連携・協働の推進

子どもが健やかに成長するためには、学校だけでなく、地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが必要です。特に、変化の激しい社会を生き抜く力は、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるもので、地域との連携・協働が不可欠です。

そのため、本計画においては、「学びを支える地域との連携・協働の推進」を基本方向 5 と位置付け、地域の教育力の向上に取り組みます。

また、北海道教育委員会が策定した新たな指針「これからの高校づくりに関する指針」においては再編整備基準人数が緩和され、蘭越高校は、地域連携特例校として再編を猶予されましたが、2年連続して10名未満となった場合は、募集停止とされました。

蘭越高校を維持し、高校とともにまちづくりを進めることとし、地域に根ざした高校づくりの実現に向け、支援を行っていきます。

施策項目 14 学校と地域の連携・協働の推進

施策項目 15 地域に根ざした高校づくりに向けた支援

1 確かな学力※の育成

○ 現 状

全国学力・学習状況調査※によると、本町の状況は、年度間の差はあるものの、小・中学校共に平均正答率が、全道と比較してほぼ同じか、やや低い傾向にあります。特に、国語、算数・数学ともに、問題の内容を読み取る力に課題があります。また、同調査から子どもたちの地域に対する関心や行事への参加率は高いものの、家庭において自分で計画を立てて学習する習慣や家庭でのコミュニケーションについては、低い傾向にあることがうかがえます。

これらのことから、学校と家庭が連携を図りながら、子どもの学ぶ意欲を育むとともに、望ましい学習習慣を身に付けさせ、確かな学力を育むことが求められています。

○ 施策の対応方向

これまで継続して取り組んだ施策により、全国学力・学習状況調査の結果に成果が表れています。今後も調査結果の分析を行い、教育施策の成果と課題を検証し、児童・生徒に確かな学力の定着と向上を図っていきます。

- ・ 確かな学力の育成を図る教育課程※の編成と実施
- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力・判断力・表現力の育成を図る学習活動の充実
- ・ 学年の発達段階に応じた家庭での学習習慣の定着を図り、主体的に学習に取り組む等、学びに向かう力の^{かんよう}涵養
- ・ 幼保小中の連携を図るとともに、確実な接続を実現する指導体制の確立
- ・ 管理職や先輩教員からの学びや同僚間の学び合いと校内研修の推進

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事 業 の 概 要

- 確かな学力の育成を図る教育課程の編成と実施
 - ・ 全国学力学習状況調査等の結果を適切に分析し、教育指導の充実・改善を図ります。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力・判断力・表現力の育成を図る学習活動の充実
 - ・ 「わかる授業」を展開します。
 - ・ 体験的、問題解決的な学習などにより、主体的・対話的で深い学びを実現し、学ぶ意欲や喜び、達成感を得る授業を展開します。
 - ・ 個に応じた指導の充実（個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟の程度に応じた指導）を取り入れ、学習内容の確実な定着を図ります。
 - ・ 放課後や長期休業期間を利用した補充的な学習や児童・生徒の主体的な学習を支援する体制を充実します。
- 学年の発達段階に応じた家庭での学習習慣の定着を図り、主体的に学習に取り組む等、学びに向かう力の^{かんよう}涵養
 - ・ 予習—授業—復習のサイクルを確立します。
 - ・ 生活リズムチェックシートを活用し、学校・家庭が連携した取組を進めます。
 - ・ 調べ方や学び方の習得についての支援を行い、家庭における学習習慣を確立します。
- 幼保小中の連携を図るとともに、確実な接続を実現する指導体制の確立
 - ・ 相互視察や乗り入れ授業※、カリキュラム交流などにより、幼児・児童・生徒にとってスムーズな接続を実現する連携・指導体制を確立します。
- 管理職や先輩教員からの学びや同僚間の学び合いと校内研修の推進
 - ・ 組織的・計画的・継続的にOJT※による校内研修を推進します。
 - ・ 外部での研修や外部講師を招く研修により教科研究の充実を図ります。

基本目標1 自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
 基本方向1 社会で生きる力の育成

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (R1)	目 標 年 度 の 状 況
児童・生徒の 授業の理解	全国学力・学習状況調査において、「国語、算数・ 数学、英語の授業の内容はわかる」と回答した町 内児童・生徒の割合（小学6年、中学3年）	小国 90.7% 小算 84.4% 中国 77.8% 中数 72.2% 中英 58.4%	小国、算 90% 中国、数 80% 中英 65%以上 をめざす
基礎・基本の 定着の状況	全国学力・学習状況調査において、全国平均正答 率を100とした場合の町内学校のすべての教 科の平均正答率	小国 114 小算 100 中国 97 中数 98 中英 93	すべての教科 で100以上を めざす
家庭学習の取 組状況	全国学力・学習状況調査において、「学校の授業時 間以外に、普段（月～金）、1日当たりどれくらい の時間、勉強しますか」という設問に対して、「1 時間以上勉強している」と回答した町内児童・生 徒の割合	小 50.0% 中 44.4%	「1時間以上 勉強する」と 回答する町内 児童・生徒が 60%以上をめ ざす
	全国学力・学習状況調査において「家で、自分で 計画を立てて勉強していますか」という設問に対 して、していると回答する町内児童生徒の割合	小 59.4% 中 47.2%	すべての児 童・生徒が計 画を立てて勉 強していると 回答すること をめざす
幼保小中の連 携	確実な接続を目指す相互視察（授業参観等）や乗 り入れ授業の実施	幼保小視察 入学説明会 体験入学	視察や乗り入 れ授業 100% をめざす
指導技術の向 上	教職員の教科指導に係る専門的な研修への参加 率	75%	一人一研修を めざす

2 特別支援教育※の充実

○ 現 状

近年、特別支援学校や特別支援学級※に在籍する幼児・児童・生徒が増加は続いています。また、小・中学校の通常の学級や幼稚園、高等学校にも特別な支援を必要としている児童生徒が一定数在籍しています。このような状況を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、学校関係者や保護者などに対し、特別支援教育に関する理解を深め、幼児期から学校卒業までの切れ目ない一貫した指導や支援を行う必要があります。

○ 施策の対応方向

【一貫した支援をめざした特別支援教育の推進】

乳幼児期から学校卒業後まで通して一貫した指導や支援が行われるよう、学校が保護者や医療、保健、福祉、労働の関係機関などと連携しながら「個別の教育支援計画※」を策定し、効果的な活用に努めるとともに、学校間などにおける「個別の教育支援計画」の円滑な引き継ぎを図ります。

【幼稚園、小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の充実】

全町的な協力体制の下、障がいのある幼児・児童・生徒の実態把握を行い、保護者や地域の関係機関などと連携し、指導や支援の充実を図ります。また、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒の相互理解を促進するため、交流及び共同学習の一層の充実を図ります。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■ 「個別の教育支援計画」の策定・活用の促進	幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、「個別の教育支援計画」の策定・活用を促進します。
■ 特別支援教育の支援体制整備の促進	特別支援連携協議会※の専門的な相談支援の充実を図ります。
■ 就労の促進に向けた職業教育の充実	卒業後の就労を促進するため、生徒の進路状況や産業動向を踏まえながら、職業教育の一層の充実を図ります。
■ 特別支援教育に関する研修の充実	障害についての理解や多様なニーズに対応できるよう、研修の充実を図ります。

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状 (H30)	目標年度の状況
「個別の教育支援計画」の活用状況	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の「個別の教育支援計画（幼保：羽ばたきシート）」の入学・進学先等における引き継ぎ、活用している割合	幼・保→ 小 100% 小→中 100% 中→高 0%	対象児童・生徒について 100%活用を維持し、高校での活用 100%をめざす。
特別支援教委に関する研修の状況	各校の特別支援教育に関する校内研修の実施状況	各校、校内研修に取り上げている。	各校 1 回以上の研修開催

3 国際理解教育※の充実

○ 現 状

社会のグローバル化※の進展により、国際的な相互の関係がより過密化しています。さらに近年はニセコ周辺地域に滞在する外国人の増加にともない、日常的に外国人との交流場面も増加傾向にあります。こうした中、国際社会の一員としての自覚を持ち、自国はもとより、諸外国の歴史や文化、伝統等について理解を深め、尊重し、様々な価値観を持つ人々と共に協調して生きていく態度や、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育成することが求められています。

○ 施策の対応方向

【外国語教育の充実】

- ・ALT※活用による指導の充実を図ると共に、外国語指導を行う教員の資質・能力の向上を図ります。
- ・児童の発達段階を踏まえた指導方法の研究と、小学校や中学校、高等学校の外国語の活動の工夫・改善に取り組みます。

【国際理解・異文化理解協力の推進】

- ・国際社会において、外国語によるコミュニケーション能力向上のため、外国人との交流事業を推進します。
- ・英語力の向上とコミュニケーション能力の向上を目指し、イングリッシュキャンプ事業※を推進します。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事 業 の 概 要

- ALT を積極的に活用した外国語活動、外国語教育を進めます。(外国語教育連携推進会議※・キッズイングリッシュ事業※)
- イングリッシュキャンプ事業等で留学生や海外の方々との交流事業を進めます。
- 小中学生が受講する英語検定の受講料を助成します。
- 生涯を通じて、地域も含めた異文化体験交流事業を進めます。
- CAN-DO※リストを活用し、学習到達目標の達成状況を把握します。

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状	目標年度の 状 況
外国語・外国語活動の状況	ALT が支援した外国語・外国語活動の授業時数 (小中学校)	授業時数 100% (R1)	授業時数 100% 継続 をめざす。
外国語研修の実施状況	小学校の教員を対象とした外国語研修の実施	未実施 (H30)	年間 1 回の 実施をめざ す
英検 3 級合格者の状況	中学校卒業段階で英検 3 級以上を取得又は英検 3 級の英語力を有すると思われる生徒の割合	17.5% (H30)	30%

4 情報教育の充実

○ 現 状

我が国は、超スマート社会※（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI※）やビッグデータ※の活用などの技術革新が急速に進み、日常生活における営みを、ICT※を通じて行うことが当たり前になっている現代社会において、子供たちにはICTを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められています。しかし、一方で、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することや情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育てることが、より一層求められています。

○ 施策の対応方向

【情報活用の実践力の育成】

児童生徒の発達段階を踏まえ、各教科やプログラミング教育※を通して、課題や目的に応じた情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力を育成します。

【情報の科学的な理解の促進】

児童生徒の情報に対する科学的な理解を深めるため、発達段階に応じて各教科や「総合的な学習の時間」における情報機器の基本的な操作方法や身近な情報技術の仕組み、よりよい情報手段の活用につなげる能力の育成についての指導の充実を図ります。

【情報社会に参画する態度の育成】

情報社会に対して責任を持ち、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育成するため、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響や情報モラルの必要性、情報に対する責任に関する指導の充実を図ります。

【情報教育設備の整備】

高速情報通信ネットワーク※に対応した ICT 機器の整備充実を図ります。

○ 主な事業の概要（R2～6）

事 業 の 概 要	
<p>■情報モラル※の向上を図る指導内容の充実 児童生徒の情報モラルの向上を図るため、児童生徒向けの指導資料を作成・配布するとともに、情報教育に関する教員研修の充実を図ります。</p>	<p>■情報教育に関する指導方法の工夫・改善 道立学校や情報処理センター等の教育関係機関を結ぶネットワークの活用や、情報教育に関する教員研修を通して、指導方法の工夫・改善を図ります。</p>
<p>■情報教育設備の整備・充実 高速情報通信ネットワークに対応した ICT 機器の整備を促進します。</p>	

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (R1)	目 標 年 度 の 状 況
コンピューターを活用した指導の状況	学校における教育情報化の実態等調査(H29)におけるコンピューターを活用して指導できる教員の割合	79.8%	100%をめざす
情報教育に関する指導の状況	情報教育やプログラミング教育に関する研修の充実	小 R2、 中 R3 完全実施	カリキュラムへの導入 100%

5 道徳教育※の充実

○ 現 状

全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがある。」と回答した児童生徒の割合が全国平均と比べて低く、自分の良さを感じられていない児童生徒が約20%います。また、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している。」と回答した児童生徒の割合も全国平均と比べて低いのが現状です。また、同じく全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある。」という質問事項において、「あまりない、ない」と回答した児童生徒が50%と、全国平均と比べて高くなっています。

このような状況から、自己肯定感や社会参画への意識が低いことから、基本的な生活習慣の確立や最低限の規範意識だけでなく、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うことが求められます。また、それらを基盤として、法やルールの意義やそれらを尊重することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることなどが求められます。

○ 施策の対応方向

学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳（道徳科）」として新たに位置付けられました。尚、小学校においては平成30年度から、中学校においては平成31年度から完全実施されています。

規範意識や基本的な倫理観などを育成し、生命を大切にする心や思いやりの心、美しいものに感動する心など、豊かな心と感性を育むため、家庭や地域と連携を図り、地域の人材や北海道及び本町が有する自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、子どもの発達段階に応じた道徳教育の充実を図ります。

また、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れ、「答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育みます。

○ 主な事業の概要（R2～6）

事 業 の 概 要

■地域の人材活用や体験活動などを取り入れた道徳教育の実践と教育課程の工夫・改善

道徳教育の充実のために、地域の人材を積極的に活用し、体験活動を取り入れた実践に取り組みます。教育課程の工夫改善を図り、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。

■学校の教育活動全体を通じた人権尊重の精神を育む教育の推進

いじめ問題の対応の充実や児童生徒の発達の段階を踏まえた問題解決的な学習（考え、議論する）、道徳的行為に関する体験的な学習の機会の充実と学校の教育活動全体を通じた人権尊重の精神を育む教育を推進するため、「総合的な学習の時間※」などにおけるボランティア※活動や自然体験活動、高齢者や障がい者、外国人との交流などに取り組みます。

■家庭や地域と連携した道徳教育

携帯電話やゲーム機等の利用に際し、学級懇談会等で紹介し、保護者との意見交換を図ります。また、学校便りや学年通信等に関連する内容をコラムなどにして、家庭や地域に発信します。

基本目標1 自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む

基本方向2 豊かな人間性の育成

○ 目標指標

指標	指標の概要	現状 (R1)	目標年度の状況
規範意識や基本的な倫理観等の状況	全国学力・学習状況調査において、「学校の決まりをまもっていますか」という質問事項について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した町内児童生徒の割合	小 92.3% 中 97.3%	すべての児童生徒がどちらかを回答することをめざす
自尊感情の状況	全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問事項について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した町内児童生徒の割合	小 96.2% 中 72.2%	すべての児童生徒がどちらかを回答することをめざす
向上心の状況	全国学力・学習状況調査において、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか」という質問事項について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した町内児童生徒の割合	小 76.9% 中 69.4%	すべての児童生徒がどちらかを回答することをめざす
生命の尊重や他者への思いやりの状況	全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問事項について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した町内児童生徒の割合	小 96.1% 中 88.9%	すべての児童生徒がどちらかを回答することをめざす
社会参画への意識の状況	全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問事項について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した町内児童生徒の割合	小 62.6% 中 33.3%	80%の児童生徒がどちらかを回答することをめざす



6 ふるさと教育の充実

○ 現 状

観光目的などでたくさんの外国人が訪れ、資本・情報などの移動の拡大に伴い、国際的な相互関係がますます緊密化してきています。その中で、自分たちの住む地域の豊かな自然環境や歴史、伝統、文化、産業などに理解を深め、郷土への誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくりが求められています。

また、北海道の豊かで美しい大地は、先人が厳しい環境の中で開拓したものであることについて理解を深め、アイヌの人たちの歴史や文化、北方領土について正しい知識を身に付けることが大切です。

○ 施策の対応方向

【自分たちの住む地域の自然や歴史、伝統、文化、産業などの理解の促進】

各教科や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校の教育活動全体を通じて、北海道や自分たちの住む地域の自然や歴史、伝統、文化、産業などについて理解を深めるため、地域の人的物的資源を活用した学習の充実を図ります。

【アイヌの人たちの歴史・文化などに関する教育の充実】

アイヌの人たちが自然との関わりの中で育んできた文化や豊かな知恵などについて理解を深める教育活動の充実を図ります。

【北方領土に関する教育の充実】

北方領土への関心を高め正しい認識を身に付けることができるよう、資料や優れた実践事例を活用するなど、指導内容の工夫・改善に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■	<p>【自分たちの住む地域の自然や歴史、伝統、文化、産業などの理解の促進】 地域の施設や人材、文化財、基幹産業など、身近な教育資源を積極的に活用した学習の充実が図られるための支援を行います。 自然環境の保全に寄与する態度を養う体験活動の充実が図られるよう支援を行います。</p>
■	<p>【アイヌの人たちの歴史・文化などに関する教育の充実】 アイヌの人たちの歴史や文化などに関する学習活動を促進するため、副読本などの資料の活用を促す取組や支援を行います。</p>
■	<p>【北方領土に関する教育の充実】 北方領土に関する学習活動を促進するため、資料を活用した調べ学習の取組や支援を行います。</p>

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状 (R1)	目標年度の状況
ふるさとへの関心の状況	全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した町内児童、生徒の割合	小 62.6% 中 33.3%	小 80%、中 80% をめざす

基本目標1 自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
 基本方向2 豊かな人間性の育成

アイヌの人たちの歴史・文化に関する教育の実施状況	アイヌの人たちの歴史・文化に関する学習において、資料などを活用した調べ学習や体験を通じた学習を行っている授業の割合（小・中学校）	調べ学習は行っているが、体験を通じた学習は不十分	施設や人材等を活用した体験を通じた学習の完全実施、100%をめざす
北方領土学習の実施状況	北方領土に関する学習において、資料等を活用した調べ学習や体験を通じた学習を行っている学校の割合	調べ学習は行っているが、資料の活用は不十分	資料等を活用した調べ学習の完全実施、100%をめざす



7 読書活動の推進

○ 現 状

全国学力・学習状況調査の結果から、「読書が好き」と回答した児童生徒の割合は、全国平均とほぼ同じ水準を維持しています。ただ現在の情報化社会は、自分で物事を考えずに断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢をもたらすことが強く指摘されています。そのため、豊かな教養や感性、多様な価値観等を身に付ける情操教育の一環として、また、正しい情報を取り入れ、自らの生活に生かそうとする情報教育の入口として、より児童生徒に読書習慣を身につけさせていくことが重要です。

このような状況をふまえ、読書によって子どもの想像力を育み、豊かな言葉と心を育てていくこと、また、読書を通じてさまざまな文化や様々な価値観にふれることが、生きるうえで必要な知識や問題解決の力を養う基礎となり、社会全体でその推進を図ることが求められています。

○ 施策の対応方向

読書活動は、言語に関する能力を育み、人間形成や情操を養う上で不可欠なものです。児童生徒の豊かな感性や表現力、想像力などを育成するため、学校・家庭・地域における読書活動をより推進して読書習慣の確立に努めます。また、読書の楽しさや大切さを広く社会で認識し、子どもの興味や関心を尊重しながら、子どもが自主的に楽しく読書をする習慣を身に付けるとともに、読書活動を通じて、自ら学び、自ら考え、自ら行動し、人生をより深く生きる力を育む環境づくりを進めます。また、花一会図書館との連携により情報活用能力を育成する拠点となる学校図書館機能の充実を図ります。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■	学校図書館や花一会図書館の利用を促進し、子どもたちが利用しやすい環境づくりに努めます。また、学校では、朝読書の奨励や花一会を活用した各教科における支援など、読書環境の充実に取り組みます。
■	様々な機会を通して地域の読書ボランティアに協力を要請し、読み聞かせ等を通じ読書の楽しさを伝えるほか、保育所や学校における図書環境のより一層の整備・充実を図ります。
■	家庭での読み聞かせや、読書をする環境づくりがとても大切なため、地域や保護者に対してあらゆる機会を通して読書を啓発します。

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状	目標年度の 状 況
児童・生徒一人当たりの年間図書貸出冊数	学校図書館における、町内児童・生徒一人当たりの図書貸出冊数	小 19.0 冊 中 3.9 冊 (H30)	小 25 冊 中 5 冊
読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「読書が好きですか」に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した町内小学6年生、中学3年生の割合	小 73.1% 中 72.2% (R1)	小 80% 中 80%
家庭での読書の状況	全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で普段1日当たりどれくらいの時間読書をしますか」に対して「10分以上」と回答した町内小学6年生、中学3年生の割合	小 73.0% 中 61.1% (R1)	小 80% 中 70%

8 生徒指導・教育相談の充実

○ 現 状

現在、町内各学校においては、教育課程において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自らが、現在及び将来における自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、教育活動全体を通じて、その一層の充実を図っています。

しかし、不登校やネットトラブル※をはじめ、児童生徒を取り巻くいじめに類する諸問題は皆無ではなく、自らを律する心や、他人を思いやる心の育成に努めることが求められています。

そのためには、全教職員の共通理解による協働体制の確立や、早期支援が重要であるという認識に立ち、学校関係者や家庭、関係機関が情報共有し、組織的・計画的に取り組むことが必要です。

○ 施策の対応方向

国の法令や指針、「北海道いじめ防止等に関する条例」「蘭越町いじめ防止基本方針」※等を踏まえ、子ども一人一人の人格のより良い発達形成をめざし、学校生活が全ての子どもにとって有意義で充実したものとなるよう、教育相談体制の充実や家庭・地域社会との連携を通じた生徒指導の充実に努めます。

また、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期支援に向け、児童生徒の状況を細かく把握し、人間関係を築く力を高める取組や有害情報から子どもを守るための取組の充実に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■	国や道、また「蘭越町いじめ防止基本方針」に沿った学校の指導方針や教育活動の啓発を図り、家庭や地域・関係機関との連携を強化し、地域ぐるみの協力体制の確立に努めます。
■	地域行事への参加やボランティア活動等を通して社会性を育てるとともに、自然や人を思いやる心、自らを律する心の育成に努めます。
■	家庭や地域、関係機関と連携し、児童生徒の育ちの姿をとらえるなど、多様な評価の開発と工夫に努めます。

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状	目標年度の状況
いじめの解消の状況	文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	小 100% 中 100% (H30)	引き続き100%をめざす
いじめに対する意識	全国学力・学習状況調査結果において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うか」という問いに対して「当てはまる」と回答した町内小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合	小 96.2% 中 77.8% (R1)	すべての学校で100%をめざす
ネットトラブルの未然防止の取組状況	携帯等の利用に関する「家庭内でのルール」等の整備状況	未実施 (R1)	利用(所持)家庭のすべてで100%をめざす

9 体力・運動能力の向上

○ 現 状

我が国の子どもの体力・運動能力は、低下傾向に歯止めが掛かっているものの、依然として低い状況にあります。

北海道においても、全国体力・運動能力、運動習慣等調査※の結果における体力合計点が上昇し、改善の傾向は見られますが、依然として全国平均を下回っています。

蘭越町では、平成30年度調査において小学校で全国平均を上回り、中学校もほぼ同程度の結果が現れていますが、体力水準が高かった30年程前と比較すると低い状況が続いています。

子どもたちの体力の低下は健康・体力面だけではなく、精神面の充実にも大きく関わっていることから、学校生活や家庭生活を通じ、日頃から運動に親しませ、体力をしっかりと身につけさせることが重要です。

○ 施策の対応方向

【体育・保健体育授業の改善】

学校における体育・保健体育の授業は、子どもたちに体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、体力を高める必要性を認識させ、運動やスポーツの習慣化につなげるための土台づくりとなります。そのために「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、見通しと振り返りの場面の設定、課題解決学習の実施、ICT機器の活用、教材教具の工夫などの授業改善に取り組めます。

【少年団活動・運動部活動の充実】

児童生徒が主体的に参加する少年団活動・運動部活動は、学校の体育・保健体育の授業とは違った運動やスポーツへの親しみ方に接し、より高度な技能の習得や体力の向上を図る貴重な体験となります。そのため、児童生徒の実態を十分理解した上で、多様な喜びや経験を通して体力の向上を図ります。

【体育・スポーツ施設の整備と運動機会の充実】

体育・スポーツ施設の充実や運動機会の設定は、運動・スポーツに親しむ習慣を育成するためには欠かすことのできない条件です。学校の体育施設・設備や地域のスポーツ施設を充実させて様々な運動の場を提供するとともに、学校の体育的行事や地域のスポーツイベントを充実させて、身近なスポーツ活動の場の提供に努めます。

○ 主な事業の概要（R2～6）

事 業 の 概 要

■体育（保健体育）の授業改善と担当教員の授業力向上

- ・新体力テストを町内の全児童生徒を対象に実施し、実態の把握と課題の解決を継続します。
- ・授業力の向上および授業改善のための研修に努めます。

■少年団活動・運動部活動における指導者の充実

- ・少年団活動を蘭越町全体で支える体制を整えます。
- ・運動部活動の円滑な運営のための支援と部活動支援員の配置を積極的に行います。

■運動・スポーツ施設の整備と運動機会の充実

- ・学校の体育館・グラウンドの整備や体育施設・用具の充実を図ります。
- ・町内体育施設の整備や利用の促進に努めます。
- ・学校や関係団体は、体育的行事やスポーツイベント等の改善と推進に努めます。

基本目標 1 自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む

基本方向 3 健やかな体の育成

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目 標 年 度 の 状 況
児童生徒の体力・運動能力の状況	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の総合得点の町内児童生徒の値	全国平均と比較し、小学生はやや上回り、中学生は同程度	小中学校ともに全国平均を上回る
体育の授業以外での運動・スポーツの実施状況	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、普段の一週間で学校の授業以外で行う運動やスポーツの実施時間	小学男 12.8 時間 小学女 5.2 時間 中学男 13.4 時間 中学女 13.0 時間	小男・中男は現状維持、小女は全国平均



10 食育※の推進

○ 現 状

学校における食育の推進については、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化しています。

蘭越町でも、栄養教諭が中心となり、学校給食や食育などの教育活動に取り組んだり、保護者への啓発等を進めてきましたが、より一層の充実が求められます。

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって食育を推進することが重要です。

○ 施策の対応方向

【食に関する正しい知識の理解と望ましい食習慣の育成】

子どもたちが生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくために、学校・家庭・地域が互いに連携しながら食育を推進します。

【安全・安心な学校給食の提供】

安全で安心な学校給食を提供するために、衛生管理の徹底を図ります。また、万が一事故等が発生した場合の迅速・確実な連絡体制を整備します。

【地場産物の積極的な活用】

食への関心を高め、食べ物を大切にする心や感謝の気持ちを育むとともに、食材を身近なものと感じさせるために、給食の食材に地場産物を積極的に活用する取組を促進します。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■ 学校教育における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育活動全体を通して、食育に系統的かつ組織的に取り組みます。 ・ 栄養教諭※が中心となり、義務教育9年間を見通した食育を推進します。 ・ 給食便り等を活用し、保護者に対して食育の普及・啓発を促進します。
■ 学校給食における衛生管理・危機管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食センターの調理場や学校施設の衛生管理を徹底します。 ・ 万が一事故等が発生した場合、迅速かつ適切に対応する連絡体制を整えます。
■ 地域の特色を生かした食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産物や地元の特産品などの食材を積極的に使用します。 ・ 食を自分の身近に感じながら、食物を大切に、生産等に関わる人々への感謝の気持ちを育てます。

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状 (H30)	目標年度の状況
児童生徒の朝食摂取の状況	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の「朝食は毎日食べますか」の設問に対して、「毎日食べる」「食べない日もある」と回答した児童・生徒の割合	小男 100% 小女 100% 中男 95.4% 中女 93.8%	小男女は100%維持 中男女は100%
学校給食における地場産物の活用状況	学校給食における町内産食材の購入状況 (購入額における割合)	9.98%	12%以上をめざす

1 1 学校段階間の連携・協働の推進

○ 現 状

子どもたちに必要な資質・能力をバランスよく育むために、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実を図り、小・中学校間での教育目標の共有化をはじめとする、小中一貫教育を推進していくことや、幼保小、小中、中高の学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視していくことが求められています。

○ 施策の対応方向

児童生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動の充実のために、学校段階間の接続を意識した教育課程の編成と実施、指導方法の工夫・改善を図り、学校間の連携を促進します。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
<p>■ 9年間を見通した教育課程の編成 小中学校それぞれの発達段階に応じた系統的な教育課程を編成するとともに、小から中への円滑な接続が図られるよう、工夫・改善に取り組みます。</p>	
<p>■ 発達段階に応じた系統性のある学習規律や生活のきまりの定着 幼保から小、小から中への円滑な接続として、発達段階に応じた系統性のある学習規律や生活のきまりの定着を図り、中1ギャップ※などの未然防止・解消を図ります。</p>	
<p>■ 乗り入れ授業・授業交流の推進と充実 各学校の教職員の専門性を生かし、英語の乗り入れ授業や、各教科、道徳、総合的な学習の時間の授業交流の推進と充実に努めます。</p>	

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
小中の連携の 状況	教職員による合同研修の実施状況	年1回	年2回
乗り入れ授業 の実施状況	中から小、高から中への英語の乗り入れ授業の実施 状況	未実施	年2回
授業交流の実 施状況	小・中双方の教員による授業公開・授業交流、高校 教員による中学校の授業参観の実施状況	年1回 未実施	授業公開年2回 授業交流年1回

1 2 学校運営の改善

○ 現 状

変化の激しい社会の中で、学校が、複雑化・多様化する課題を解決し、子どもに必要な資質・能力を育むためには、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、多忙化の解消に向けた働き方改革を推進するとともに、学校のマネジメント機能の強化を図って、組織として教育活動に取り組む体制を作り上げる必要があります。

○ 施策の対応方向

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、学校業務の改善と運営体制の充実に取り組むとともに、服務規律、法令遵守の徹底と健康管理に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事 業 の 概 要
<p>■教職員の時間外勤務等の縮減に向けた「蘭越町アクションプラン※」の取組 教職員の長時間労働是正のため、国の働き方改革、北海道アクションプランに則った「蘭越町アクションプラン」を基本に、学校閉庁日や定時退勤日等の取組を推進します。</p> <p>■部活動の改善に向けた「蘭越町立学校に係る部活動の方針※」の取組 国や北海道の示す「部活動の在り方に関する方針」等を踏まえ、「蘭越町立学校に係る部活動の方針」を基本に、生徒のバランスのとれた学校生活や教師の部活動指導における負担軽減に向けて、部活動休養日の実施や部活動指導員の活用等を進めます。</p>

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目 標 年 度 の 状 況
在校時間から勤務時間等を減じた時間	教職員の在校時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間数を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内	調査未実施	100%
定時退勤日の実施状況	業務改善や勤務時間の意識化による月2回の定時退勤日の実施状況	調査未実施	100%
部活動休養日の実施状況	特別な場合を除いて、平日1日、土・日どちらか1日の部活動休養日の実施状況	調査未実施	100%

1 3 学校安全教育の充実

○ 現 状

近年、全国的に通学路などにおいて児童生徒が事故に巻き込まれたり、不審者に危害を加えられたりする事件などが発生しています。

このようなことから、各学校においては、自他の生命尊重の理念に基づいて、児童生徒が自ら危険を予測・回避し、他の人や社会の安全に貢献できる資質能力を育成することが求められています

○ 施策の対応方向

学校安全の活動は、児童生徒が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されています。また、安全教育は「安全学習」と「安全指導」から構成され、この三つの視点で施策の策定を図っていきます。

■【安全学習】

安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全についての適切な意志決定ができるようにすることを目指します。

■【安全指導】

家庭や地域、社会教育と連携し、安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成をめざします。

■【防災教育】

地震や大雨、暴風雪などの風水害等から身を守るため、必要な知識と危機対応能力が身に付くよう取り組みます。

○ 主な事業の概要 (R2~6)

事業の概要	
■【安全学習】	安全に関する基礎的・基本的事項を児童生徒に理解させ、適切な意思決定ができるよう各教科の学習活動の充実を図るための支援を行います。
■【安全指導】	日常の学校生活や学級活動、学校行事などにおいて、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を図るための支援を行います。
■【防災教育】	蘭越町の実態を踏まえた風水害等に応じた避難訓練を行います。

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
安全学習	学校安全の全体計画を策定し、各教科の年間指導計画に計画的、系統的に学習内容を位置付けた授業実践を行った学校の割合	全体計画、年間指導計画において位置付けを行っているが、計画性、系統性が不十分	100% をめざす
安全指導	家庭や地域、社会教育と連携し、学級活動、学校行事などにおいて安全に生活する態度を育成する活動を行った学校の割合及び実践事例	家庭や地域、社会教育と連携した安全に生活する態度を育成する実践が不十分	100% をめざす 実践事例 の蓄積

14 学校と地域の連携・協働の推進

○ 現 状

地域社会のつながりの希薄化が進む中、学校が抱える課題は複雑で困難なものとなっており、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育んでいくため、学校と地域がパートナーとして連携・協働した組織的な取組が求められています

○ 施策の対応方向

学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えるために、コミュニティ・スクールを導入し、地域の教育力を生かした学校づくりとともに、地域の特色を生かした子どもの活動拠点づくりの推進を図ります。

○ 主な事業の概要 (R2~6)

事業の概要	
■	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※の導入・推進 学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えることを目的に、地域の教育力や特色を活かした学校づくり・子どもの活動拠点づくりとしてのコミュニティ・スクールの推進に取り組みます。
■	地域人材の発掘・育成と活用等 コミュニティ・スクールを効果的に推進するために、学校と地域をつなぐ連絡・調整の役割を担う人材（社会教育主事や有資格教員など）を発掘・育成し、活用します。
■	特色ある学校づくりの推進 専門的な知識・技能を有する地域の人材や教育資源を有効に活用して、学校と地域の双方向に開かれた特色ある学校づくりを進めます。

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
地域への参加の状況	全国学力・学習状況調査の「地域社会などでボランティア活動に参加したことはあるか」に対して「ある」と回答した児童生徒の割合	小 74.2% 中 69.2%	小 90%以上 中 90%以上
地域とのかかわりの状況	全国学力・学習状況調査の「地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったか」に、「ある・どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小 90.3% 中 82.1%	小 100% 中 100%
コミュニティ・スクールの導入	コミュニティ・スクールを導入し、各学校において効果的な運用を図る	未導入	導入

15 地域に根ざした高校づくりに向けた支援

○ 現 状

平成30年3月に北海道教育委員会が策定した「これからの高校づくりに関する指針」では、蘭越高校は地域連携特例校として存続を図ることとされました。この措置は、地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案し、再編整備を留保するものですが、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合には再編整備を進めることが示されました。

このような状況から、蘭越高校の各種活動や進学・就職、英検等資格取得実績を町内外に広くPRすることにより、蘭越高校で学びたい、学ばせたいという認識をより多くの中学生と保護者に持ってもらうと同時に、蘭越高校が地域に欠くことのできない学校との認識を町内に醸成するなど、再編基準を上回る入学者の確保に向けた取組が重要です。

○ 施策の対応方向

小規模校の利点を生かし、生徒一人一人のニーズや資質を把握したきめ細かな学習指導や進路指導を行い、夢や進路希望が実現できる、魅力と活力のある学校、そして地域とともに発展する学校であるために、これまでの特色ある教育活動をより一層充実できるよう、蘭越高校への教育支援に努めていきます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■	蘭越高校教育振興対策事業※をはじめ、町が支援している各種事業を継続して実施するとともに、生徒募集に向けたより効果的な支援を検討していきます。
■	外国語教育連携推進会議の活動をより活性化させ、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校が連携した外国語教育の充実を進めます。

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状	目標年度の状況
蘭越中学校からの蘭越高校への入学率	高校存続に向け、地元の生徒の入学率の維持向上	10% (R1)	33%
学校間連携による外国語の授業の実施	高校の教員・生徒による幼保小中への乗り入れ授業、TT※等の実施	未実施 (H30)	すべての校種での実施を目指す

基本目標2 故郷らんこしに誇りと愛着を持ち、社会に貢献し、支え合う人を育む

基本方向6 家庭教育力向上への支援

家庭は、生涯を通じての学習の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやりなどを学ぶ最も基礎的で重要な役割を担っており、家庭教育の充実が欠かすことができません。放任やネグレクトの増加など家庭教育力の低下が懸念されており、家庭教育向上への支援はこれまで以上に重要になってきます。家庭教育に関する学習機会や情報を充実させ、子どもたちが安心して活動できる居場所づくり、次代を担う子どもたちに必要な力の育成など、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりに努めます。

施策項目16 家庭の教育力の向上

施策項目17 子育て支援の充実

基本方向7 学んだ成果を生かす生涯学習の推進

生涯のいつでも、どこでも、自由に選択して学ぶことができる学習機会の充実をめざす「生涯学習のまち」宣言の趣旨に基づいて、地域・関係機関との連携により学びの楽しさを多くの町民に伝え、時代に即した学びの機会を提供するとともに、地域の人材を生かし学びを次の人・必要な人へとつなぐ循環型の学びの仕組みづくりに努めます。

施策項目18 多種多様な学習機会の充実

施策項目19 生涯学習体制の充実

基本方向8 潤いのある地域づくりをめざす社会教育の推進

ライフスタイルの変化に伴い、個人の生き方や価値観が多様化し精神的な豊かさが求められており、一生涯、生きがいのある人生を送るため、地域、関係団体が一体となった社会教育活動の推進に努めます。

また、町民の自主的な芸術文化を支援していくとともに、幼少の頃から様々な文化活動に触れる機会の充実を図り、活動を支えていける人材の発掘・育成に努めます。さらには、地域の自然、文化、歴史を受け継ぎ、後世に引き継ぐことができるよう、郷土を知り、郷土のすばらしさを感じられるふるさと学習の機会の充実を図ります。

施策項目20 生涯各期に社会教育活動の推進

施策項目21 芸術文化活動の推進

施策項目22 文化財の保存と活用

基本方向9 町民と共に創る使い良い図書館活動の推進

町の未来を担う子どもたちに読書活動を通して豊かな感性、表現力、創造力や言語活動、情報活用能力を育み、目まぐるしい科学技術の進展や社会状況の変化の中を生きる町民が、新しい知識や情報を自由に得て学び、生かすことができるよう生涯学習の拠点施設としての図書館活動の充実を努めます。また、家庭、学校、地域と連携協力を密にし、あらゆる機会と場所での読書環境づくりを進めるとともに、自主的な読書活動の推進に努めます。

施策項目 23 みんなが集う花一会図書館

施策項目 24 外に飛び出す図書館活動

基本方向 10 生き生きとした生活をめざすスポーツ活動の推進

心身ともに健康で、毎日の充実した生活や生きがいのある生活ができるよう、どの年代においても、健康づくりとスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていくため、一人一人のライフスタイルや年齢、体力、興味等に応じて、身近な地域で気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会の充実に努めます。

施策項目 25 生涯にわたるスポーツ活動の推進

施策項目 26 児童生徒のスポーツ活動の充実

施策項目 27 スポーツ環境の充実

16 家庭の教育力の向上

○ 現 状

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、重要な役割を果たすものです。
 近年、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立する傾向がみられ、また、インターネット上に情報があふれ、適切な情報を選択することが難しく、かえって保護者の悩みを深めてしまうなど、家庭教育を行う困難さが指摘されています。
 子育て中の保護者が、安心して子どもたちを育てていくことができるよう、地域ぐるみで家庭教育を支える環境を整備することが重要です。

○ 施策の対応方向

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組みを促進し、親子と地域のつながりをつくる取組みを行いながら、社会全体で支える体制づくりを進めます。また、子育て中の保護者が、気軽に悩みを共有できるきっかけになる場の提供に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2~6)

事 業 の 概 要	
■	家庭教育に関する適切な情報提供 時代に対応した、切れ目のない情報提供を行います。
■	相談体制の整備 相談窓口の情報提供や庁内関係部署・関係機関・団体等と連携し相談体制を整えます。
■	学習機会の充実 学校・家庭・地域が連携し、家庭教育に関する学びや悩みを共有することができる機会を提供するとともに、対象者が集まりやすい学習機会の提供に努めます。

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目 標 年 度 の 状 況
家庭教育に関する適切な情報提供	専門家の視点での情報提供回数	町広報紙の生涯学習情報コーナー「こぶしにまなぶ」に、年5回掲載	年5回 (継続掲載)
相談体制の整備	家庭教育に関する専門相談窓口の紹介	ポスター掲示による専門相談窓口の紹介	町ホームページからのリンク
学習機会の充実	町青少年健全育成推進委員会や町PTA連合会との連携により開催している「青少年健全育成研究集会」の内容	毎年、講演内容や生徒発表のテーマを変え実施	学校・家庭・地域が相互学習できる場になるよう、内容充実に努める

17 子育て支援の充実

○ 現 状

家族形態の変容、地域の人間関係の希薄化が言われるようになり久しいですが、蘭越町では、地域住民の協力のもと、登下校時に見守りをするなど、地域で子どもを見守り育てる意識が定着しつつあります。地域で子どもを守り育てる体制を維持するためには、協力してくれる人材が不可欠です。

また、地域ぐるみの子育てには、地域の意識のほか、子育て中の親子もともに育つことが望ましいですが、親子で参加する事業については、少子化、親の就業体系や休日の過ごし方の多様化によって、参加者は減少傾向にあります。

○ 施策の対応方向

地域の力を結集して、子育て支援の取組みを行い、地域全体で子どもが見守られているという安心感を保護者に与えられる体制整備を進めるとともに、子育てを支援する地域の人材発掘と育成に努めます。また、参加しやすい親子コミュニケーションの場の提供に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2~6)

事業の概要	
<p>■子育て中の親子の交流機会の提供 地域や子育て支援センター、母子保健部門との連携のもと、子ども同士の交流と保護者の仲間づくりを推進します。</p>	<p>■地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進 地域や学校の実情を踏まえながら、放課後の子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な活動ができるよう子どもの活動拠点づくりに努めます。</p>

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
子育て中の親子の交流機会の提供	就学前親子交流事業「まめっこクラブ」の参加世帯数	まめっこクラブ 7世帯 (30世帯中)	まめっこクラブ 就学前年長児世帯数の3割をめざす
地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進	放課後子ども教室の週開設日	家庭・学校・地域の関係団体の協力のもと、放課後子ども教室の開設日を週5日まで拡大した	放課後子ども教室の週5日開催 (維持)

18 多種多様な学習機会の充実

○ 現 状

町の「生涯学習のまち」宣言の趣旨に基づき、町民センターを拠点に各サークルが活発な活動を展開しており、生涯学習の概念が定着してきています。また、学んだ成果を生かして、地区公民館への出前体験教室や各種講座を開催し、生涯学習に対する意識を高める機会となっています。

学んだ成果を生かした活動を展開することで、住民同士の学びあいの輪が広がってきています。学習意欲をさらに高められるよう、日頃の学習成果を発表したり紹介したりする機会を設け、生涯学習の裾野を広げる必要があります。

○ 施策の対応方向

学んだ成果が生かされる各種体験教室や各種講座の継続開催に努め、障がいの有無を問わず、だれもが学びのきっかけとなる学習機会を提供します。また、多様な学習ニーズに応じることができるよう、様々な分野の知識や技術、技能を持って活動している人材の把握に努めるとともに、生涯学習の概念が定着してきたことから、生涯学習フェスティバルのあり方を見直します。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■生涯学習活動の充実	生涯学習社会の実現をめざし、自ら進んで学習することや学んだ成果を生かす機会を提供します。
■学習情報の発信力強化	蘭越町で実践されている身近な生涯学習活動の取組みを紹介し、生涯学習情報コーナー「こぶしにまなぶ」の内容充実を図ります。

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
生涯学習活動の充実	学んだ成果を生かす場の提供	サークル・団体の協力を得ながら、各種体験教室や各種講座を開催している	学んだ成果を生かす場の効果的な開催をめざす
学習情報の提供	町広報紙への生涯学習情報コーナー「こぶしにまなぶ」の掲載回数	年12回	年12回(維持)

19 生涯学習体制の充実

○ 現 状

生涯学習のまちづくりを推進するため生涯学習推進委員会を設置し、生涯学習推進計画「らんらんプラン21」の具現化に向けた取組みを行っており、毎年、計画の評価・点検を行い、内容の充実を図っています。また、町民の主体的な学びを進めていくために、いつどのような学習活動が行われているかの情報が必要なことから、生涯学習に関連する事業の日程を把握し情報提供しています。

「生涯学習のまち」宣言の趣旨に基づいて、生涯学習活動の拡充を図る推進体制の充実に努めていく必要があります。

○ 施策の対応方向

生涯学習推進委員会の各部会を中心に、生涯学習推進計画「らんらんプラン21」の定期的な点検を継続するとともに、生涯学習ボランティアを育成、活用する体制づくりに努めます。また、庁内関係部署や関係機関において様々な視点で開催されている町全体の生涯学習に関する事業を把握し、学習機会の情報提供を行います。

○ 主な事業の概要 (R2~6)

事業の概要	
<p>■学習機会の情報提供 生涯学習に関連する様々な事業の年度日程を把握した生涯学習カレンダーの発行を継続します。</p>	<p>■生涯学習推進体制の充実 生涯推進委員会による生涯学習推進計画の定期的な点検確認を継続し、内容の充実を図ります。</p>

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状 (H30)	目標年度の状況
学習機会の情報提供	生涯学習カレンダー(年間予定表)の発行月	4月発行	4月発行(維持)
生涯学習推進体制の充実	生涯学習推進計画の定期的な点検・評価・改善の継続	年度末に点検、評価を行い、次年度の計画に反映させている	継続

20 生涯各期に社会教育活動の推進

○ 現 状

地域社会は生活の場であると同時に生涯学習の場になります。生涯学習の範疇は広く多様化してきており、教育機関、庁内各部署、地域の各協議会や団体組織等と連携を深めながら、一体となって学習活動を推進することが大切です。

子どもから大人まで生涯各期に応じた学習機会を提供しながら、生涯学習関係団体の運営支援に努めてきましたが、グループやサークルメンバーの高齢化により自主的な運営が困難になりつつあるため、継続した支援が必要です。

○ 施策の対応方向

生涯学習の基礎となる「自ら学ぶ」「学びたい」の動機付けやきっかけとなるよう、より身近な学習機会の提供に努めます。また、高齢化時代に対応した高齢者向けの交通安全教室を行うなど、人生のライフステージにおける課題や学びの方向性を示し、関係機関と連携した事業展開を図ります。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事 業 の 概 要	
■ 学校教育と連携した活動の推進	学校教育活動への支援の充実を図り、学校教育と社会教育の連携事業の拡充をめざします。
■ 地域と連携した活動の推進	地域と連携しながら、時代に即した世代間交流を図る学習機会の充実や子ども会の育成に努めます。
■ いきいきとした学習活動の推進	地域と関わり合いながら、地域の一員として生きがいを持ち続けられる学習機会の提供に努めます。(高齢者学級や女性団体などの活動の支援)

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
学校教育と連携した活動の推進	学校からの要請により、地域の人材を派遣する (学校支援地域本部事業※)	授業補助 スポーツ少年団支援 下校時見守り	派遣する地域人材の把握と育成をめざす
地域と連携した活動の推進	イングリッシュキャンプの参加人数	38人(125人中)	小学校3～6年の児童数の30%の参加をめざす
いきいきとした学習活動の推進	高齢者学級自主運営	会員の高齢化、会員数の減少	活動内容を精査し、自主運営と事業充実をめざす

2.1 芸術文化活動の推進

○ 現 状

芸術文化活動を進めていくことは、芸術文化が広がるだけでなく、活動を通して地域が活性化するきっかけにもなり、文化祭や芸能文化祭をはじめ、各種イベントの発表機会を通じて相互交流が深められています。

町では、文化団体協議会を中心に各サークルが活動を展開するほか、神楽や太鼓は郷土芸能保存会により伝承活動が行われていますが、郷土芸能の後継者不足や道具の老朽化により活動を縮小、中止するなど深刻な課題が生じています。

○ 施策の対応方向

芸術鑑賞や伝統文化に触れる機会を充実させるとともに、地域の文化を担う人材育成の取組みに努めます。また、郷土芸能の後継者育成のための伝承活動支援に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
<p>■芸術鑑賞の機会の充実 次代を担う子どもの豊かな感性や個性を育むために、児童生徒を対象とした舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、寄贈された本町出身の日本画家 曲子光男氏の作品展示を通じた活用方法の検討を進めます。</p>	<p>■郷土芸能伝承活動への支援 郷土芸能の保存と伝承を行っている団体の活動を支援するとともに、発表機会の提供に努めます。</p>

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
芸術の鑑賞機 会の提供	児童生徒を対象とした舞台芸術の提供機会回数	年1回	年1回(維持)
郷土芸能伝承 活動への支援	老朽化した道具の更新	太鼓を更新(新規2台)	年次計画により補修を進める
(仮称)曲子光 男記念館の整備	本町出身の日本画家 曲子光男氏の作品群を活用、保管するための(仮称)曲子光男記念館の整備	(仮称)曲子光男記念館検討委員会において、検討中。令和元年9月答申された。	教育文化活動への活用と劣化を防ぐための収蔵設備の整備を進める

2.2 文化財の保存と活用

○ 現 状

町の歴史や文化を正しく理解するためには、貴重な文化資源、郷土資料を次の代へ確実に継承し、文化財の適切な保存と積極的に活用する取組みが必要です。

○ 施策の対応方向

地域への愛着や誇りを育むきっかけとなるよう、郷土資料の整備や保存、調査・研究をし、知ってもらえる環境の整備に努めます。また収集した、時代とともに姿を消した農業用機具や生活用品の整理と保存を進め、貴重な文化資源を後世に伝えていけるよう、適切な維持管理に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2~6)

事 業 の 概 要

■郷土資料の有効活用

子どもの頃から、より身近に蘭越町の文化に触れられる学習機会を提供します。

■郷土資料の保護と保存

文化財跡地や学校跡地等の説明板を設置し、郷土の資料として後世に伝える取組みに努めます。

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
郷土資料の有効活用	小学校の社会科見学での活用	年 1 回	年 1 回 (維持)
郷土資料の保護と保存	文化財跡地説明板等の設置数	港大照寺跡遺跡への説明板設置 (1 か所)	年 1~2 か所ずつ整備する

23 みんなが集う花一会図書館

○ 現 状

「花一会図書館（旧コミュニティプラザ花一会）」は、平成19年9月から「図書館活動等を行う生涯学習施設」として、平成31年4月1日からは図書館法に基づく公立図書館として、乳幼児から高齢者まで、全ての世代が主体的に読書活動ができるよう、開設以来一貫した図書館活動を進めてきました。

花一会図書館の役割は、町民が求める図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて、町民に学びの機会を提供し、自己実現を助けることが第一ですが、近年は、町の行政資料や地域資料、医療・健康、福祉、法務などに関する地域情報などを提供するサービス拠点施設としての役割も求められてきています。

○ 施策の対応方向

町民や地域のニーズに合った図書資料の選書、郷土の歴史や文化に関する地域資料の収集に努めるとともに、町民の知りたい情報や技術を図書資料を通して支援する、学習・情報拠点としての図書館機能の整備を取り進めます。また、町民一人一人に、本を介して、心を癒し、自分を見つめ直すことのできる居場所を創出し提供していきます。

情報通信技術の発展、普及を受けて、図書館間や町民の利用する情報通信端末機器等を介した図書館情報の提供と充実に努めます。

地域、町民、図書館ボランティアなどに支えられ、応援される図書館として、図書館祭り（ブックニスト）や各種図書館講座等の催しの積極的な開催に努めます。

○ 主な事業の概要（R2～6）

事 業 の 概 要	
■	町民のニーズを捉えた図書資料の選定、収集 （毎週、新刊を含む図書の購入、陳列）
■	月例での館内テーマ展示の実施
■	定期的な読書案内の発信
■	ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※を活用した図書館情報の発信
■	図書館講座（絵本講座、趣味の講座等）の開催
■	図書館祭り等の各種催し物の開催
■	図書館ボランティアの協力による定期的なおはなし会の開催

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
貸出冊数	個人貸出冊数（年間町民一人当り）	5.8冊	6冊（2ヵ月に1冊）以上をめざす
来館者数	花一会図書館年間来館者数	21,819人	2万人台の維持をめざす

2.4 外に飛び出す図書館活動

○ 現 状

本町は行政区域が広く、交通事情の不便性もあり、子育て世代や小・中学生、高齢者などの多くは来館が容易ではない状況にあることから、子どもや高齢者が身近な場所で図書資料を利用しやすいよう、図書館サービスの提供を進めてきました。

近年は、交通事情だけでなく、時間的制約やその他のさまざまな事情で図書館の利用が困難になっている一般成人の町民も少なくなく、花一会図書館に対するニーズとして、町内全域の様々な場所で利用できる図書館サービスへの期待が大きくなってきています。

○ 施策の対応方向

乳幼児から高齢者まで、あらゆる機会とあらゆる場所において読書活動ができるよう、移動図書館や施設内文庫の設置などの図書館活動を積極的に取り進めます。言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かにし、生きる力を身に付ける上で大切なものとなる子どもの読書活動は、乳幼児から幼稚園・保育所、小学校、中学校まで途切れることなく継続するよう、各施設・機関と連携を密にして取組みます。特に、小学校、中学校においては、花一会図書館から各学校図書館に司書職員を定期的に派遣し、学校図書館が読書、学習、情報センターとしての機能を十分に発揮できるよう、各学校図書館の運営や活動の支援を積極的に行っていきます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事 業 の 概 要

- ブックスタート事業※の実施
- 幼稚園・保育所、子育て支援センター施設内文庫の設置
- 放課後子ども教室・学童保育所への移動図書館の実施、施設内文庫の設置
- 学校図書館巡回派遣事業の実施、学校図書館図書センター事業の充実
- 小学校～「みんなの本だな事業※」による学級文庫の充実
- 中学校～「生徒が作る学級文庫」の充実
- 保健福祉センター・各役場出張所施設内文庫の設置
- お手軽文庫（訪問サービス専門員の安否訪問時に在宅高齢者へ配本）の実施
- 高齢者生活福祉センター、老人施設等への移動図書館の実施、施設内文庫の設置

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
施設内文庫 配本冊数	施設内文庫設置箇所数、年間 配本冊数（学校除く）	10カ所 3,403冊	10カ所、3,500冊 以上をめざす
学習支援 資料提供数	小中学校授業支援提供図書年 間冊数(児童・生徒一人当たり)	小学校 8.8冊 中学校 2.3冊	小学校 10冊以上、 中学校 4冊以上を めざす
学級文庫 配本回数	小中学校の学級文庫への年間 配本回数	5回 (4, 6, 8, 10, 1月)	年間配本回数(5回)の 維持をめざす

25 生涯にわたるスポーツ活動の推進

○ 現 状

町民一人一人が心身ともに健康で、毎日の充実した生活や生きがいに結びつけるには、「身近な生活の場にスポーツを取り入れたライフスタイルや年齢、体力、趣味等に応じ生涯に渡りいろいろな形でスポーツに関りを持つ」ことが大変重要です。

そのためには、「いつでも」「どこでも」「誰でも」気軽にスポーツに参加できる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

蘭越町においても、各種スポーツ施設の充実に伴い、健康や体力づくりに対する関心が高まり、子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動に親しむようになってきました。しかしながら、スポーツ少年団や各種団体では会員の減少や高齢化など、スポーツを取り巻く環境が大きく変化し、従来の競技スポーツのほかにもスポーツに楽しみを求め健康づくりや社交の場としてスポーツを行うことが広く普及され実践されつつあり、スポーツに対するニーズも多様化しています。

○ 施策の対応方向

子どもから高齢者まで、生涯にわたりスポーツを親しみ積極的に実践する意識を啓発するとともに、各スポーツ団体の育成・強化を図り、さらにはスポーツ協会と総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ推進委員との連携を深め、町民が気軽にスポーツ活動等に参画できるよう、また、ライフステージや年齢、体力、趣味等に応じたスポーツ活動の取組みに努めます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■	スポーツ協会活動の支援強化を図り、競技力の向上及び初心者への指導等に努め、さらには、スポーツ推進委員と連携しながら、ニュースポーツ※大会等の軽スポーツ及びレクリエーション活動の普及と愛好者の拡大に努めます。
■	総合型地域スポーツクラブの普及と支援に努め、気軽にスポーツに参加できる取組を行いながら、会員の主体的な活動を支援します。

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
ニュースポーツの推進	新たな種目の取組と普及	ニュースポーツ大会の開催	新たな種目を加えた大会の開催
スポーツライフの推進	本町の自然や施設等を活用したスポーツ事業の普及と推進	各種スポーツ行事の開催 (体力測定会、歩こう会、登山等)	屋外や各種施設でのスポーツやイベントの充実と拡大

26 児童生徒のスポーツ活動の充実

○ 現 状

児童生徒等におけるスポーツ活動については、スポーツ少年団活動や学校の部活動が中心となって個人・団体スポーツの楽しさや喜びを体験し、心身ともに健康な学校生活を送っていますが、近年の少子化に伴い児童生徒が減少し、本来のスポーツ少年団活動や部活動が出来ない状況になってきています。

その中で、働き方改革により部活動顧問の負担軽減と顧問の確保を目的に部活動指導員の配置が急務となっております。

このような状況ではありますが、今後、さらにスポーツ少年団活動や部活動の活性化を進めるとともに、各種スポーツ教室や大会を充実していくほか、より多くの児童生徒がスポーツに親しめるよう意識の啓発を図り、積極的にスポーツに親しむ環境づくりが望まれています。

○ 施策の対応方向

スポーツ協会等の支援をいただきながら、スポーツ少年団活動と部活動の充実及び指導者の養成や子どもたちを対象とした各種スポーツ事業の運営支援に努め、より多くの子どもたちがスポーツとふれあう機会を増やし底辺の拡大を図ります。

さらには、総合型地域スポーツクラブとの連携を深め、身近なスポーツ活動の場として誰もが気軽にスポーツ活動へ参加できるよう努めます。

○ 主な事業の概要 (R2～6)

事業の概要	
■	各種スポーツ少年団の育成強化を図りながら、子どもたちの参加する各種スポーツ事業の充実に努めます。
■	スポーツ協会が中心となって子どもたちを対象としたスポーツ教室や各種大会の開催やさらに、スポーツ少年団間の交流事業の充実に努めます。

○ 目標指標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
スポーツ少年団活動の育成・強化	誰もがスポーツやレク活動に親しめる環境づくりを進め、より多くの児童生徒が楽しく参加できる活動内容	スポーツ少年団の交流事業等を推進	指導者の養成及びスポーツ少年団の交流事業の開催をめざす
各種スポーツ教室等の開催	スポーツ教室等の開催状況	各協会・連盟により各種スポーツ教室を開催	スポーツ協会と連携した指導者の養成及び各種スポーツ教室の充実をめざす

27 スポーツ環境の充実

○ 現 状

蘭越町は、スポーツ施設の拠点となる総合体育館及び町民プール並びに総合運動公園、サッカー場が整備されました。平成 30 年度には、トレーニング機器を整備し、スポーツ施設の充実が図られるとともに、多くの町民が目的に合わせたスポーツ施設を利用し、有効活用が図られています。

このほかにも、3カ所のパークゴルフ場やテニスコート及び多目的グラウンドを備えた山村広場や地域の小学校体育館を利用した学校開放事業を行っており、町内のスポーツ施設は充実している状況ですが、施設の中には大規模改修を行った総合体育館のほか、開設以来 20 数年経過し老朽化が進んでいる施設や、利用頻度の低くなった施設など計画的に再整備を図り、施設の改修・修理については、緊急性の高いものから検討する必要があります。

○ 施策の対応方向

より多くの町民が安心・安全にスポーツに親しみ、既存施設を有効かつ効率的に利用できるように努めます。

また、老朽化が進んでいる施設については、限られた財源の中で施設整備を進め、緊急性の高いものから改修や維持補修に努めます。

○ 主な事業の概要 (R2~6)

事業の概要	
■	多様なスポーツ活動に適切に対応するために、既存の施設のさらなる有効かつ効率的に利用できるように努めます。
■	総合運動公園野球場をはじめとした、各種スポーツ施設の改修・維持補修については整備計画を作成しながら計画的に進め、快適にスポーツ活動が楽しめる施設整備を行い、安心・安全な管理運営に努めます。

○ 目標指標

指標	指標の概要	現 状 (H30)	目標年度の 状 況
施設の有効利用	各種施設の有効利用状況	各種施設の有効利用や効率化を図るため、関係競技団体と調整	各種施設の有効利用をめざす
施設の計画的改修整備	老朽化する各種施設の整備状況	老朽化する各種施設改修等の整備計画を検討	整備計画を作成し、老朽化施設の改修をめざす

資 料 編

I 用語解説

ALT (31 頁)

学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) の総称。小・中・高等学校における英語の授業で日本人教師を補佐したり、地域の様々な国際交流活動に従事する英語を母国語とする外国人。

CAN-DOリスト (31 頁)

英語のできる行動をリスト化したもので、英語の各技能について、能力の習熟度を表すレベルごとに「英語のできる行動」記載がされている。

ICT (32 頁)

情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。情報技術を活用したコミュニケーションをさし、情報処理だけでなく、インターネットのような情報技術を利用した産業やサービスの総称。

OJT (28 頁)

On the job training の略。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通して、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動である。

SNS (56 頁)

Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォンやパソコン用の Web サービスの総称。古くはブログや電子掲示板でもそうした機能の一部は実現できていたが、SNS では特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴。

TT (46 頁)

Team Teaching の略。学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しながら行う授業。

あ行

イングリッシュキャンプ事業 (31 頁)

英語に慣れ親しみ、楽しく日常的な英会話等を体験するとともに、世代間交流を図ることを目的に行っている事業。町内小学校の 3 年生から 6 年生を対象として、夏休みを利用し、1 泊 2 日の日程で町民センターを会場に ALT と楽しく英語を学ぶ町の事業。

栄養教諭 (41 頁)

学校教育法第 28 条の規定により、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」ことを職務としており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員。

か行

外国語教育連携推進会議 (31 頁)

教育委員会職員、町内小中高の校長及び英語担当教諭、幼稚園の園長及び教諭、保育所の所長及び保育士などを構成員とし、町内における外国語教育の推進に向けて、異校種間の連携及び円滑な接続を図るため設置したもの。

学習指導要領（20 頁）

教育課程を編成する際の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示したもの。

学校支援地域本部事業（53 頁）

地域全体で子どもたちを育む体制づくりをめざすため、国や道が進める「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の趣旨に基づき、地域や社会教育関係団体等が協力し、地域住民等の参画による学校支援事業として、体験活動や創作活動、また、授業中における学習補助や教員の業務補助、登下校の見守りなど地域の人材を活用した学校支援を目的としている。

キッズイングリッシュ事業（31 頁）

国際社会に対応できる人材の育成として町が推進する幼児から高校までの英語力の向上をめざす取組として、平成30年度から町内保育所や幼稚園の幼児に、外国語活動支援員とALTが歌やゲームなどを通じ英語に慣れ親しむ機会を月に1回から2回提供する町の事業。

教育課程（28 頁）

学校教育の目的や目標を達成するため、幼児・児童・生徒の心身の発達に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

グローバル化（31 頁）

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。（平成16年度年次経済財政報告（内閣府）より）

高速情報通信ネットワーク（32 頁）

データなどを高速に伝送する電気通信回路網。

国際理解教育（31 頁）

世界が現在抱えている課題を「知り」「考え」「行動する」主体性を育む教育。分野は広く、人権、開発、平和教育、環境、多文化・異文化理解など多岐にわたる。学校現場のほか地域社会でも行われる教育活動。目的は、地域社会が抱える課題や現状を把握する、異なる見方や多様さに共感する力を育む、世界と自分自身とのつながりを知り、自分の行動や選択が地球社会に何らかの影響を及ぼすことを認識し、責任ある行動や選択ができる力を身につけること。

個別の教育支援計画（30 頁）

障がいのある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人一人について策定した支援計画。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)（45 頁）

教育行政が自らの所管の公立学校の運営や改革について、地域住民が係わり、運営の一部を任せる形態で、現在では、「学校運営協議会」を置く学校をいう。「学校運営協議会」は、学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べたり、校長の作成した方針等を承認したり、当該校の教職員の任用に関して意見を述べるができる権限が与えられており、学校評議員よりも強い権限がある。「学校運営協議会」は、各学校に設置され、その指定は教育委員会が行う。

さ行

情報モラル (32 頁)

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、情報セキュリティについての理解、情報の受発信におけるエチケットの順守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

食育 (41 頁)

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

人工知能 (A I : Artificial Intelligence) (32 頁)

コンピュータを使って、学習、推論、判断など人間の知能の働きを人工的に実現したものの。

全国学力・学習状況調査 (28 頁)

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として国が平成 19 年度から実施している調査。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (39 頁)

子どもの体力が低下している状況をかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などに役立てることを目的として、国が全国の小学 5 年生及び中学 2 年生を対象に平成 20 年度から実施している調査。

総合的な学習の時間 (33 頁)

各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間をいう。

た行

確かな学力 (28 頁)

知識や技能はもとより、これらに加え、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたもの。

中 1 ギャップ (42 頁)

中学 1 年生の生徒が、小学校から中学校への進学に際し、大きな環境の変化に適応できず、問題行動等を引き起こしやすい状況にあることの総称。

小学生が新中 1 生となったときに、学校生活や授業のやり方が今までと違うため、新しい環境 (学習・生活・人間関係) になじめないことから不登校となったり、いじめが急増したりするなどいろいろな問題が出てくる現象の総称。

超スマート社会 (Society5.0) (32 頁)

サイバー空間と現実社会が高度に融合した社会。ロボット、人工知能、ビッグデータ、新たなネットワーク技術・デバイス技術などを駆使する未来像がイメージされている。

道徳教育（33 頁）

道徳的な心情を育て、判断力・実践意欲を持たせるなど道徳性を養う教育。

特別支援学級（30 頁）

学校教育法の一部改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）により、従前の「特殊学級」の名称が「特別支援学級」に変更された。

特別支援教育（30 頁）

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、LD等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援連携協議会（30 頁）

発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒に対する支援体制の整備を促進するための、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関や団体等で構成される組織。

な行

ニュースポーツ（58 頁）

体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれもが手軽に楽しめる比較的新しいスポーツ種目の総称。ミニバレー、パークゴルフ、ゲートボールなどがある。

ネグレクト（21 頁）

養育すべき者が食事や衣服等の世話を怠り、放置すること。育児放棄。

ネットトラブル（38 頁）

インターネット上での言動やコンテンツの公開などに関して生じる問題やいざこざなどを意味する表現。

乗り入れ授業（28 頁）

中学校の教員が教科の専門性を生かした教科指導を、小学校の教員と連携して小学生に行う授業。反対に、小学校の教員が中学校の教科担任と二人体制で、中学生に行う授業。

中学校に進学した際の「中 1 ギャップ」の要因の一つと言われている学級担任制から教科担任制への移行時の心理的負担の減少や的確な支援等の教育効果が期待される。

は行

ビックデータ（32 頁）

一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うのが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す用語。ビックデータを取り巻く課題の範囲は、情報の収集、取捨選択、保管、検索、共有、転送、解析、可視化等多岐にわたり、これらの課題を克服し、ビックデータの傾向をつかむことで、ビジネスに使える発見、疾病予防、犯罪防止、リアルタイムの道路交通状況判断につながる可能性をもつ。

ブックスタート事業（57 頁）

地域の保健センターなどで行われる乳幼児検診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動であり、蘭越町では、平成 21 年から、乳幼児健診時に 3 ヶ月から 4 ヶ月児を対象に、図書館員が会場に出向いて本を贈る活動をしている。図書館としては、ブックスタートをきっかけに利用登録、赤ちゃん絵本や育児書の紹介、さらに保護者の読書活動の相談などにつなげている。

プログラミング教育 (32 頁)

2020年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータープログラミングを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成することをねらいとする。

ボランティア (33 頁)

本来は有志者、志願兵の意味。社会福祉においては、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者。

ま行

みんなの本だな事業 (57 頁)

町内の全小学校を対象に、授業時間を使い「本との楽しい出会いを創る会」など読書ボランティア、児童の保護者と町教育委員会が協力して行う読書活動。通常、年間春と秋の2回、実施し、10年間以上続いている。内容は、大型絵本の読み聞かせ、本の紹介などのあと、その場に展示された本から学級文庫を作る。児童らが選んだ本を学級に一定期間置くため、身近に本がある環境を整えるねらいもある。

ら行

蘭越高校教育振興対策事業 (46 頁)

蘭越高校の教育の振興を図るため、学校の教育活動を支援するとともに、生徒の保護者に対して修学費用の一部を補助することにより、郷土をつくり次代を担う人材を育成するもの。

蘭越町アクション・プラン (43 頁)

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中において、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の維持向上を図ることを目的に、平成30年5月に蘭越町教育委員会が策定したもの。

蘭越町いじめ防止基本方針 (38 頁)

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策基本法により、地方公共団体はいじめ防止基本法の策定が努力義務化されたことから、平成27年に策定したもの。いじめの定義、防止対策の基本方針、防止対策として、保護者、地域社会、学校、町の取組等を記載している。

蘭越町立学校に係る部活動の方針 (43 頁)

義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、部活動が地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざすもの。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意することとして、平成31年4月に策定したもの。

Ⅱ 蘭越町教育推進計画策定経過

○蘭越町教育推進計画策定委員会設置要綱

平成22年1月27日

教委要綱第1号

改正 平成27年3月27日教委告示第6号

平成31年3月28日教委告示第8号

(設置)

第1条 蘭越町民憲章及び蘭越町教育目標を基本とし、第6次蘭越町総合計画における教育分野の具体的な計画として蘭越町教育推進計画(以下「推進計画」という。)を策定または改訂するため、蘭越町教育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、蘭越町における教育推進上の諸課題について、蘭越町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、推進計画を策定または改訂の上、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、教育関係者及び学識経験者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員を委嘱した日から推進計画を答申するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、及び主宰する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係職員の出席を求め、所管事項の説明をさせることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門の事項を調査・検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもつて構成する。
- 3 専門部会は、委員長から付託された事項を調査・検討し、その結果を委員会に報告する。

(部会長及び副部会長)

第7条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、所属する委員が互選する。

- 2 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の事務を処理する。
- 3 専門部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、学務課及び生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則(平成27年3月27日教委告示第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日教委告示第8号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

蘭越町教育推進計画策定委員会委員名簿

選 出 区 分	職 名	氏 名
蘭越町校長会	蘭越中校長	廣 澤 信 弘
	蘭越小校長	山 崎 貴 志
	昆布小校長	大 磯 俊 一
蘭越町教頭会	昆布小教頭	加 藤 淳
	蘭越中教頭	齋 藤 直 幸
	蘭越小教頭	中 川 融
蘭越高等学校	教 頭	田 端 修
蘭越町教育研究会	委 員	植 松 義 智
蘭越町特別支援教育振興会	委 員	岸 本 教 哲
蘭越町PTA連合会	会 長	福 島 雅 史
蘭越町生涯学習推進委員会	副 会 長	池 田 富 次
	委 員	谷内江 ゆり子
蘭越町地域活動推進協議会	理 事	北 山 正 一
蘭越町文化団体協議会	会 長	中 兼 裕美子
蘭越町女性連絡協議会	会 長	松 田 洋 子
蘭越町スポーツ推進委員会	委 員 長	金 子 辰四郎
	委 員	佐々木 雄 三
花一会図書館運営協議会	会 長	志比川 武
蘭越町体育協会	理 事 長	菊 地 芳 孝
本との楽しい出合いを創る会	代 表	渡 辺 美代子

合計 20名

蘭越町教育推進計画策定委員会組織体制

委員長	池田 富次
副委員長	廣澤 信弘
委員	18人

(専門部会構成)

学校教育専門部会	
部会長	山崎 貴志
副部会長	大磯 俊一
部員	廣澤 信弘
部員	加藤 淳
部員	齋藤 直幸
部員	中川 融
部員	田端 修
部員	植松 義智
部員	岸本 教哲
部員	福島 雅史

生涯学習専門部会	
部会長	志比川 武
副部会長	金子 辰四郎
部員	池田 富次
部員	谷内江 ゆり子
部員	北山 正一
部員	中兼 裕美子
部員	松田 洋子
部員	佐々木 雄三
部員	菊地 芳孝
部員	渡辺 美代子

(教育委員会事務局員)

教育次長	田 縁 幸 哉
学務課主幹	今 野 満
学務課学校教育係兼総務係	東 雅 倫
学務課総務係兼学校教育係	亀 井 優 佳
学校給食センター長兼業務係長	屋 敷 広 美
学校教育アドバイザー	卷 礼 子

生涯学習課主幹兼町民センター長兼業務係長	高 橋 ひろみ
生涯学習課生涯学習係長	工 藤 伸 也
生涯学習課生涯学習係	小山内 一 真
町民センター業務係主査	高 橋 尚 代
町民センター業務係兼花一会業務係	滝 口 和 則
スポーツ課主幹兼総合体育館長	佐 藤 耕 治
スポーツ課スポーツ振興係長兼スポーツ施設係長兼総合体育館業務係長	上坊寺 一 夫
花一会館長兼業務係長	小 林 勝 司
花一会兼業務係	金 子 千 明

蘭越町教育推進計画策定の経過

平成 31 年	
3 月 27 日	第 3 回教育委員会会議 ・教育推進計画改定に伴う委員会設置要綱の一部改正
令和元年	
5 月 28 日	関係機関・団体へ教育推進計画策定委員の選出依頼
6 月 19 日	教育推進計画策定委員の決定
7 月 23 日	第 1 回蘭越町教育推進計画委員会開催 ・委嘱状交付、教育推進計画策定委員会委員長・副委員長の選出、 ・蘭越町教育推進計画策定に係る諮問 ・学校教育専門部会、生涯学習専門部会、2 部会設置 ・策定作業の内容及びスケジュールの説明 第 1 回学校教育専門部会 ・学校教育に関する施策体系の確認 第 1 回生涯学習専門部会 ・生涯学習に関する施策体系の確認
8 月 29 日	第 2 回学校教育専門部会 ・施策体系の具体的な記述原案協議
9 月 25 日	第 3 回学校教育専門部会 ・施策体系の具体的な記述原案決定
9 月 26 日	第 2 回生涯学習専門部会 ・施策体系の具体的な記述原案協議
10 月 4 日	生涯学習専門部会員に素案送付 ・施策体系の具体的な記述原案確認
11 月 5 日	第 2 回蘭越町教育推進計画委員会 ・教育推進計画原案協議
12 月 6 日	教育推進計画答申案書面審議（～20 日）
12 月 25 日	教育推進計画(改定版)答申素案 パブリックコメント募集 (募集期間 令和元年 12 月 25 日～令和 2 年 1 月 14 日)
令和 2 年	
1 月 16 日	第 3 回蘭越町教育推進計画委員会 ・蘭越町教育推進計画答申案の最終協議、答申案の決定
1 月 20 日	策定委員長から教育委員長へ答申
1 月 21 日	第 1 回教育委員会会議 ・蘭越町教育推進計画の審議、決定

蘭 教 委 学 号
令和元年7月23日

蘭越町教育推進計画策定委員会
委員長 池 田 富 次 様

蘭越町教育委員会
教育長 首 藤 一 幸

蘭越町教育推進計画策定に関する諮問について

教育委員会では、平成13年1月に制定された「蘭越町教育目標」と、めざす姿としての「蘭越町教育推進計画」に基づき、毎年度、教育行政執行方針を定め、強く生きる力を持った子どもを育む学校教育の充実や、文化・スポーツ・図書館活動など生涯学習を推進してまいりました。

この間、国においては、時代の潮流や教育における今日的な課題を踏まえて様々な改革が進められ、平成18年には教育基本法を改正し、その目標を達成すべく平成30年に第3期教育振興基本計画が策定されております。

また、北海道においては、北海道がめざす教育の基本的な理念や目標などを明確にする北海道教育ビジョンを策定するとともに、平成30年3月に、この教育ビジョンを具現化するための北海道教育推進計画を策定しました。

このような国・北海道の動きに加え、本年、第6次蘭越町総合計画の策定が進み、現蘭越町教育推進計画も策定から9年が経過し、改定期を迎えておりますので、現計画を見詰め直し、新たな計画の制定が必要になっております。

つきましては、令和2年1月中旬の答申を目処に、令和2年度から向こう10年を期間とする新たな蘭越町教育推進計画の策定を諮問いたします。

蘭越町教育委員会
教育長 首 藤 一 幸 様

蘭越町教育推進計画策定委員会
委員長 池 田 富 次

蘭越町教育推進計画策定に関する答申について

令和元年7月23日、蘭越町教育委員会から諮問のありました、「蘭越町教育推進計画策定」について、次のとおり答申いたします。

記

- 1 蘭越町教育推進計画答申書 別添
- 2 答申に当たって

教育委員会から諮問を受けて以来、原案策定のために2つの専門部会（学校教育専門部会・生涯学習専門部会）を設置し、広く策定委員の意見をいただき、原案を起草しました。

具体的には、現在策定を進められている第6次蘭越町総合計画の教育分野における具体的な施策の推進をめざすこととして、「自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む」と「故郷らんこしに誇りと愛着を持ち、社会に貢献し、支え合う人を育む」を基本目標に、10の具体的な施策を「基本方向」に、27の基本事業を「施策項目」として設定しております。

なお、本町の教育分野における最上位計画となる本計画の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づいて毎年度行っている「教育委員会の活動状況に関する点検・評価」の主要な評価項目とし、事務事業の検証と翌年度の展開に着実な反映を期待するところであります。

本答申が、教育委員会をはじめ町及び関係機関や団体との密接な連携協力の下に、教育施策に十分生かされて、子どもたちの健やかな成長と町民の皆さんの豊かな生活が実現されますよう念願しまして答申いたします。

蘭越町教育推進計画

発行 令和2年3月
発行者 蘭越町教育委員会
〒048-1392
北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5
TEL0136-57-5111 FAX0136-57-5112
Eメール kyouiku@town.rankoshi.lg.jp